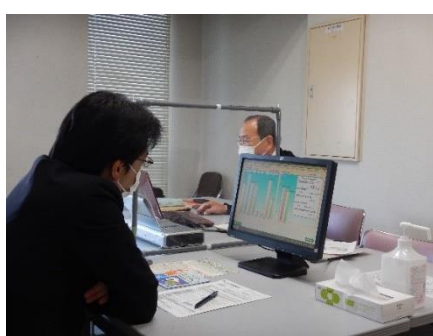


令和 3 年度版 古賀市環境報告書

(令和 2 年度に講じた施策と環境の状況)



古賀市環境報告書について

古賀市では、「第2次古賀市環境基本計画」（平成26年3月策定）に基づき、「未来に引き継
ごう 人が自然と愉しく共生する環^わのまち こが」の実現のため、「自然環境」「生活環境」「都市環
境」「地球環境」「資源循環」「環境意識と行動」の6つの環境分野ごとに環境目標を設定し、環境
に関する取組を推進しています。

「第2次古賀市環境基本計画」の進行管理のため、「古賀市環境基本条例」第11条に基づき、
環境の状況及び市が講じた環境施策の実施状況を、報告書にまとめて公表し、評価・点検を行って
います。なお令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、実施できな
かった事業もありますが、そのような状況下でも様々な事業に取り組みました。

このたび、「令和3年度版 古賀市環境報告書」が完成しましたので、公表いたします。

－ 報告書の利用にあたって －

- 報告書の数値等は、令和2年度末のものを使用しています。
- 報告書の数値等で最新のものが必要な場合は環境課までお問い合わせください。

－ 表紙の説明 －

- イラストは、人と自然との「つながり」をテーマに「環^わのまち こが」を親しみやすく描写したもので、第2次古賀市環境基本計画裏表紙においても使用しています。

目次

1. 古賀市の概況	1
(1) 基本的条件	1
(2) 市政	2
2. 第2次古賀市環境基本計画の概要	3
(1) 計画の役割と位置づけ	3
(2) 計画の期間	4
(3) めざすべき環境の姿	4
(4) 計画の体系	5
(5) 持続可能な開発目標(SDGs)の視点	7
(6) 計画の推進	8
3. 計画の進行管理における点検・評価方法	10
(1) 基本的な考え方	10
(2) 「指標と目標」による点検・評価方法	10
4. 環境目標ごとの進捗状況	11
(1) 自然環境：人と自然との「共生」	11
(2) 生活環境：「快適」で「安全」な住環境の確保	17
(3) 都市環境：緑・歴史・風景の「調和」	33
(4) 地球環境：「低炭素」社会の構築	35
(5) 資源循環：「循環」型社会の構築	39
(6) 環境意識と行動：「共働」の環の拡大	47
(7) 「指標と目標」の評価結果一覧	54
5. 古賀市カーボン・マネジメントシステム(CMS)	58
(1) 古賀市カーボン・マネジメントシステムの経緯	58
(2) 古賀市カーボン・マネジメントシステムの目的	58
(3) 古賀市カーボン・マネジメントシステムの仕組み・推進体制	58
(4) 古賀市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)について	58
(5) 古賀市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の取組状況	59
(6) CMS監査	63
(7) 今後の取組	63
6. 生物多様性古賀戦略	64
(1) 生物多様性古賀戦略について	64
(2) 4つのアクション	64
(3) 令和2年度の取組	65
(4) 令和3年度以降の取組	66
(5) 生物多様性の保全に向けて	67
資料編	68
1. 用語解説	68
2. 古賀市環境基本条例	73
3. 第10期審議会委員名簿	79

1. 古賀市の概況

(1) 基本的条件

1) 位置

福岡県の北西部に位置しており、福岡都市圏に属している古賀市は、平成9年10月に糟屋郡古賀町から市制施行により、古賀市となりました。南西部は新宮町、南部は久山町、東部は宮若市、北東部は福津市と隣接しています。

海岸線には、玄海国定公園に指定されている白砂青松が連なり、河川は、中川、大根川が流れ、西の玄界灘から中央に位置する平野、さらに犬鳴山系、立花山系など自然に恵まれた地域です。

2) 気候

古賀市は、日本海型気候区に属し、比較的温暖な気候です。令和2年の最高気温は 35.6 度、最低気温は-0.8度となっており、年間降雨量は 1,831.0mm となっています。

表 1 気温の推移

年次	最高	最低	平均	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成 28 年	35.9	-4.4	17.3	6.8	7.3	10.7	15.9	20.0	22.8	27.5	28.2	24.4	20.3	13.7	9.9
平成 29 年	35.4	-2.8	16.6	7.0	7.6	9.6	15.6	19.9	22.1	28.3	28.2	23.2	18.5	12.7	6.7
平成 30 年	37.3	-2.3	16.5	4.9	5.1	10.6	15.7	19.5	22.6	27.4	28.6	23.6	17.7	13.0	9.1
令和元年	36.6	-1.1	16.8	7.2	8.1	10.6	14.2	19.7	22.1	25.4	27.1	24.7	19.2	13.6	9.5
令和 2 年	35.6	-0.8	16.6	8.5	8.6	11.2	12.7	19.1	23.7	24.6	28.8	23.2	17.9	14.0	7.4

※1～12月の数値については、各月の平均値を記載

(単位：℃)

※平均の数値については、1～12月の平均値を記載

(資料：粕屋北部消防本部「消防年報」)

表 2 降雨量の推移

年次	総降雨量	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成 28 年	1,900.5	72.0	109.0	65.5	196.5	165.5	248.0	169.0	90.5	406.5	144.5	99.5	134.0
平成 29 年	1,033.5	53.0	43.0	38.0	92.0	56.5	96.5	112.0	83.5	95.0	224.5	67.5	72.0
平成 30 年	1,405.5	70.0	32.5	128.0	69.5	129.0	250.5	328.5	40.0	213.0	38.5	40.0	66.0
令和元年	1,381.0	42.0	38.5	84.0	129.5	41.5	121.0	217.5	398.0	81.5	120.5	30.5	76.5
令和 2 年	1,831.0	134.0	70.5	149.5	82.5	123.0	250.0	691.5	37.5	184.0	47.0	21.0	40.5

(単位：mm)

(資料：粕屋北部消防本部「消防年報」)

(2) 市政

1) 人口と世帯数

旧古賀町、小野村、青柳村が合併した昭和30年の人口は 18,309 人でしたが、令和2年の国勢調査では 58,831 人となっています。1世帯当たりの人数は、昭和30年は5.75人でしたが、令和2年には2.48 人となっており、核家族化の進行が見られます。

令和3年3月末現在の総人口（住民基本台帳）は59,709 人、世帯数は 26,329 世帯となっています。

2) 面積

令和2年の面積は 42.07 km²となっており、1km²当たりの人口密度は 1,398.4 人となっています。

表 3 市政の推移

年次	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1 世帯あたり人員 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
昭和 30 年	18,309	3,182	5.75	42.23	433.6
昭和 35 年	18,877	3,705	5.10	42.23	447.0
昭和 40 年	22,151	4,968	4.46	42.23	524.5
昭和 45 年	25,195	6,295	4.00	42.23	596.6
昭和 50 年	28,821	7,662	3.76	42.23	682.5
昭和 55 年	35,562	10,611	3.35	42.23	842.1
昭和 60 年	41,311	12,158	3.40	42.23	978.2
平成 2 年	45,725	13,963	3.27	42.11	1,085.8
平成 7 年	51,244	16,395	3.13	42.11	1,216.9
平成 12 年	55,476	18,573	2.99	42.11	1,317.4
平成 17 年	55,943	19,768	2.83	42.11	1,328.5
平成 22 年	57,920	21,517	2.69	42.11	1,375.4
平成 27 年	57,959	22,320	2.60	42.07	1,377.7
令和 2 年	58,831	23,708	2.48	42.07	1,398.4

(資料：国勢調査)

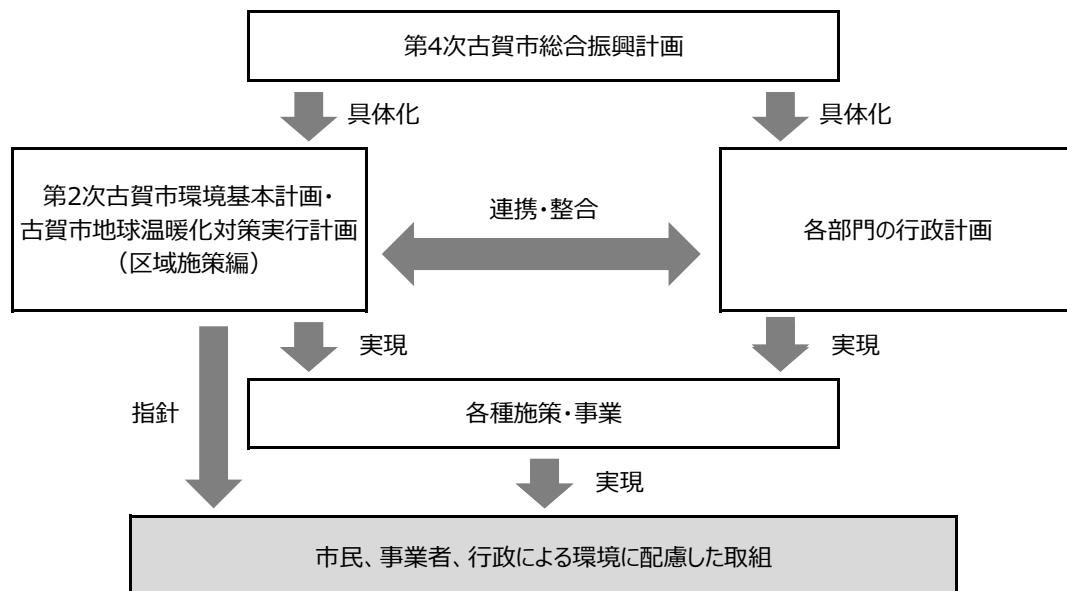
2. 第2次古賀市環境基本計画の概要

(1) 計画の役割と位置づけ

本計画は、平成16年10月に制定された「古賀市環境基本条例」第9条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること、また、「第4次古賀市総合振興計画」で掲げた都市イメージ「つながり にぎわう 快適安心都市 こが ～豊かな自然と元気な笑顔に会うまち～」を環境面から実現することを目的としており、環境行政の最上位計画に位置づけられています。

具体的には、環境面において、他の行政計画と連携・整合を図るとともに、市民、事業者、行政などの共働によって環境に配慮したまちづくりを推進していくための目標や取組について示しています。

なお、「古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」については、本計画に含めることにより一体的に推進するものとしています。



※「第2次古賀市環境基本計画」では、古賀市のエネルギーに関する各部門の行政計画である「古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を同時に策定

2. 第2次古賀市環境基本計画の概要

(2) 計画の期間

計画の期間は平成26年度から令和5年度までの10年間です。中間年度にあたる平成30年度には前期事業・施策の進捗確認とともに見直しを行い、後期事業・施策について決定した「後期実施計画」を策定しています。



(3) めざすべき環境の姿

たの　　わ
未来に引き継ごう　人が自然と愉しく共生する環のまち　こが

「第1次古賀市環境基本計画」で掲げた、めざすべき環境像である「未来へつながる人と自然が織りなす環のまち」の考え方を引継ぎつつ、私たち自らの積極的な環境への働きかけで良好な環境を創り出し、充実感や愉しみを得る過程を強調し、発展させた将来像です。



(4) 計画の体系

〈環境像〉

「未来に引き継ごう 人が自然と愉しく^{たの}

〈具体化のためのキーワード〉

その1 郷土愛を育んでいくまち（自然の営みの保全と活用～次世代への財産の引き継ぎ） その2 恵みに感謝し、いのちを育む持続可能なまち



〈環境目標〉

（自然環境）

●人と自然との「共生」
人と自然が共生するまちをめざします。

〈取組の方向性〉

対応する主なSDGsゴール

A 保全方針・戦略の策定と推進



B 森林の保全・農地の保全と活用（里地里山の保全）



C 人と自然が触れ合う場の保全・創出



（生活環境）

●「快適」で「安全」な住環境の確保
環境への負荷を減らし、快適で安全安心なまちをめざします。

A 大気環境その他の保全



B 水環境の保全



C 近隣の環境保全



（都市環境）

●緑・歴史・風景の「調和」
緑や歴史、風景が調和したまちをめざします。

A 都市景観の維持・形成



B 歴史・文化的景観の保全と活用



（地球環境）

●「低炭素」社会の構築
省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入などを進め、地球温暖化対策を推進する低炭素型のまちをめざします。

A 古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進



B 古賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進



（資源循環）

●「循環」型社会の構築
ごみの減量、資源の循環を進め、循環型のまちをめざします。

A ごみの減量と資源化対策



（環境意識と行動）

●「共働」の環の拡大
人と自然が共生するまちをめざします。

A 環境保全に関わる個人・団体の連携強化



B 環境保全活動に関する情報の提供及び活動の推進



C 年齢層に応じた環境教育・学習の充実



D 環境教育の担い手の育成、活動の推進



共生する^わ環のまち こが」

(未来への責任～恩恵への感謝といのちの大切さ) その3 人の環が自ら広がっていくまち(身近なところでゆしみ、古賀の魅力を発見する)

< 基本的な取組 >

- A-①自然環境調査の実施と「生物多様性古賀戦略」の推進、A-②生物多様性の保全に向けたガイドラインの検討
- B-①農地の保全と有効活用、B-②森林・松林の適正な管理と保全、B-③農業者・団体の人材育成
- C-①薬王寺水辺公園及び小学校内ビオトープの計画的な保全と活用、C-②自然環境に配慮した河川・公園の保全と創造
- A-①生活環境苦情などに対する適切な対応、A-②光化学オキシダント及び微小粒子状物質 (PM2.5)の基準超過時における適切な対応、A-③自動車騒音の計画的な測定・監視
- B-①定期的な水質調査の実施、B-②公共下水道・農業集落排水・浄化槽事業の推進
- C-①ペットの適正飼育の啓発・飼い主のいない猫への対策
- A-①屋外広告物の管理
- B-①指定文化財の適切な維持管理と有効活用
- A-①再生可能エネルギー導入と省エネルギー普及の促進、A-②家庭でできる省エネルギー行動の効果検証、A-③事業者への環境マネジメントシステム導入の促進
- B-①公共施設における再生可能エネルギー導入の推進、B-②公共施設から排出される温室効果ガスの削減
- A-①生ごみを減量するための啓発促進（家庭系ごみ）、A-②資源化率を上げるための分別の推進（家庭系ごみ）、A-③ごみの減量と資源化に関する啓発や情報提供（事業系ごみ）、A-④資源化率向上のための取組（事業系ごみ）
- A-①市・ぐりんぐりん古賀などの共働による環境保全活動の推進、A-②市・ぐりんぐりん古賀を中心とした個人・団体との環づくり
- B-①環境保全活動に関する情報発信の強化、B-②市内の美化活動の推進
- C-①環境教育プログラムの作成と活用、C-②事業者向け環境教育の充実、C-③市民向け環境教育の充実
- D-①古賀市版「環境カウンセラー」の登録制度確立と人材育成、D-②環境保全に関する交流の場づくり

(5) 持続可能な開発目標 (SDGs) の視点

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のため2030アジェンダ」は、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、宣言および目標を掲げました。この目標が、17のゴール(目標)と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs)」です。「地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind)」社会の実現のためには、経済・社会・環境という3つの主要素を調和させることが欠かせません。

SDGsは普遍的なものであり、すべての国とすべての人による行動を必要としています。そして、それぞれのゴールは相互に独立しているものではなく、すべてのゴールに相関関係があるため、総合的に取り組むことが必要です。

第2次古賀市環境基本計画「後期実施計画」では、それぞれの取組と17のゴールとの関係性が分かるように、「基本的な取組」ごとに関係の深いゴールのみを記載していますが、「すべてのゴールが関係しており、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組む」というSDGsの視点を取り入れ、様々な取組を進めていきます。



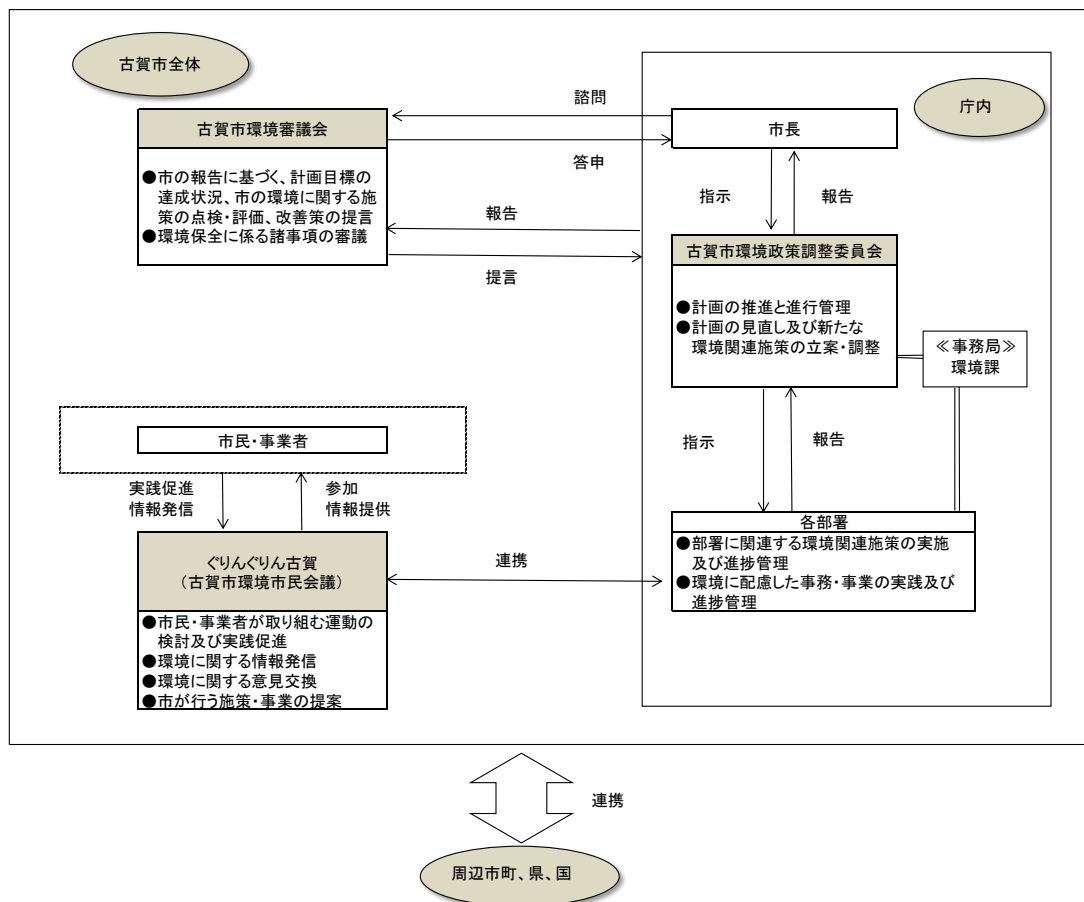
SDGsの17のゴール

(6) 計画の推進

1) 計画の推進体制

古賀市が実施する施策・事業を総合的かつ計画的に進めるため、市長の諮問機関である「古賀市環境審議会」、共働の取組を推進するネットワーク組織「ぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議）」、庁内組織である「古賀市環境政策調整委員会」が連携・協力しながら計画を推進していきます。

また、広域的あるいは地球規模の視点での取組が必要な事項については、他の地方公共団体や国などと連携・協力を図りながら進めていくこととしています。



※古賀市環境審議会：識見者、公共的団体の代表、公募市民などにより構成される市長の諮問機関

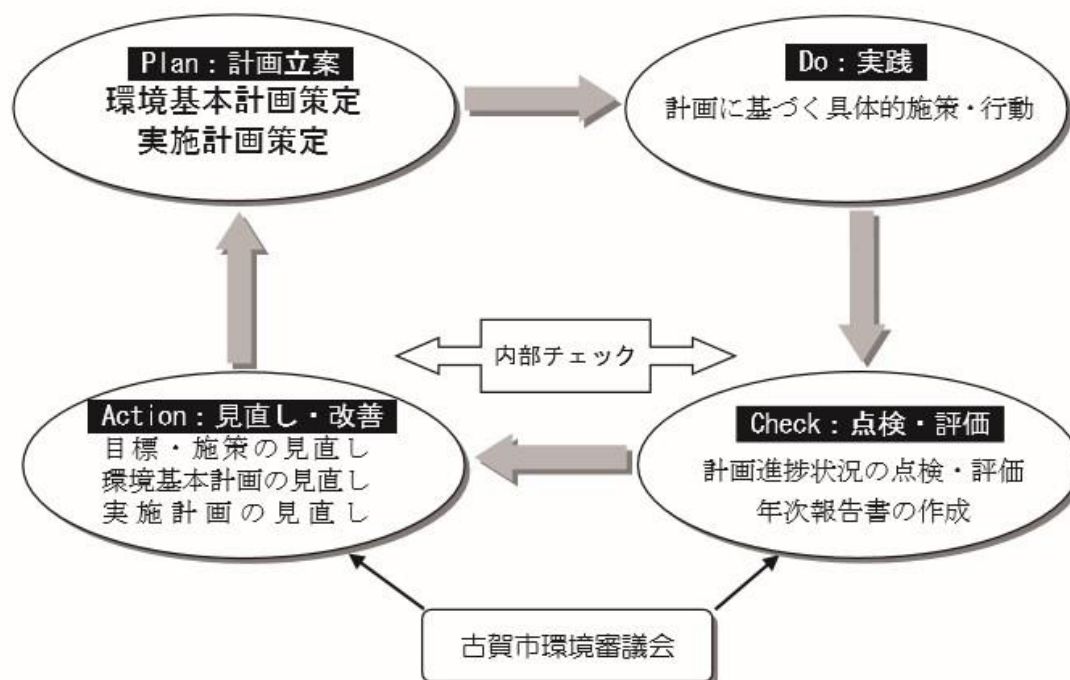
※古賀市環境政策調整委員会：庁内の関係部長、課長による委員会

※古賀市環境市民会議：市民・ボランティア団体・事業者・行政などによる協働ネットワーク

2) 計画の進行管理

計画の目標や市が行う環境関連施策の点検・評価、見直し・改善を行うとともに、それらが適切に行われているかのチェックを PDCA サイクルで行います。さらに、その結果を古賀市環境審議会が点検・評価することにより、計画の進行管理を行います。

また、計画の進捗状況や古賀市の環境状況を把握し、課題を明らかにして、今後の取組に活かしていくために、年次報告書「古賀市環境報告書」を作成し、公表します。



3. 計画の進行管理における点検・評価方法

(1) 基本的な考え方

計画の進行管理は、基本的取組を進めることにより到達すべき目標を設定している「指標と目標」を用いて行います。

「指標と目標」には、目標が数値となっている指標と、数値となっていない指標がありますが、計画の点検・評価においては、どちらの指標も評価を行います。

(2) 「指標と目標」による点検・評価方法

1) 目標が数値の指標

目標が数値の指標については、目標値に対する実績値の達成状況に応じて、表 4.1 のとおり 3 段階で評価します。

表 4.1 目標が数値の指標の評価区分

評価	目標値に対する実績値の達成状況
★★★	達成
★★☆	維持 もしくは 好転
★☆☆	悪化
-	毎年度の数値が把握できない

2) 目標が数値以外の指標

目標が数値以外の指標については、目標に対する実績の達成状況に応じて、表 4.2 のとおり 3 段階で評価します。

表 4.2 目標が数値以外の指標の評価区分

評価	目標に対する実績の達成状況
★★★	達成
★★☆	維持
★☆☆	悪化

4. 環境目標ごとの進捗状況

(1) 自然環境：人と自然との「共生」

－人と自然が共生するまちをめざします－

古賀市には白砂青松の花見海岸、ホタルの舞う薬王寺周辺など、人と自然との営みの中で育まれたすばらしい自然が存在します。また、私たちが自然環境を守り関わることで、自然環境からもさまざまな恩恵がもたらされます。私たちと自然環境との双方向での恩恵の相乗効果をねらい、人と自然が共生するまちをめざします。

(取組の方向性)

A

保全方針・戦略の策定と推進

(基本的な取組)

A-①自然環境調査の実施と「生物多様性古賀戦略」の推進

A-②生物多様性の保全に向けたガイドラインの検討

B

森林の保全・農地の保全と活用
(里地里山の保全)

B-①農地の保全と有効活用

B-②森林・松林の適正な管理と保全

B-③農業者・団体の人材育成

C

人と自然がふれあう場の保全・創出

C-①薬王寺水辺公園及び小学校内ビオトープの計画的な
保全と活用

C-②自然環境に配慮した河川・公園の保全と創造

A 保全方針・戦略の策定と推進

1) 指標の評価結果

指標	基準年度の 状況	中間年度の 状況	実績	目標	評価結果
重要地域の 保全箇所数	2箇所 (H30)	—	3箇所 (R2)	増加 (R5)	★★★

2) 令和2年度の取組

◆A-①自然環境調査の実施と「生物多様性古賀戦略」の推進

◇多様な主体の参画

様々な主体の参画と連携を促進するとともに、生物多様性の保全の重要性を感じてもらうため、親子を対象とした「冬の野鳥観察会」を開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、市民対象の観察会は中止し、ぐりんぐりん古賀の会員で開催しました。今後、さらに様々な主体との連携を強化し、生物多様性古賀戦略に掲げる取組を推進していきます。



野鳥観察会

◇外来種対策

古賀市では、令和2年度中に204匹(36件)の特定外来生物であるセアカゴケグモが発見されています。セアカゴケグモは、基本的に攻撃的ではありませんが、素手でさわったり、巣に触れたりすると咬まれることがあり、人の健康被害への懸念が強いことから、福岡県では重点対策外来種としても区分されています。セアカゴケグモの発見報告があった場合には、現場確認とセアカゴケグモの特徴や防除方法などの周知を行っていますが、市民や事業者の関心や防除意識の喚起を図る取組も推進していきます。



古賀市で見つかったセアカゴケグモ

◇重要地域の保全

ぐりんぐりん古賀との共働により、生物多様性の観点から重要な地域である千鳥ヶ池、薬王寺水辺公園の保全活動を行うとともに、生物多様性保全の視点も踏まえた、大根川一斉清掃の活動を行いました。重要地域の保全活動にあたっては、連携している主体が限られていることから、今後は様々な主体と連携することが課題となっています。

◇地球温暖化対策事業と連携した生物多様性の保全

地球温暖化対策事業と連携した生物多様性の保全の取組について、先進事例の情報収集を行いました。今後も情報収集を行いながら、古賀市に適した保全の方法を検討することが課題となっています。

◇希少な野生生物の保護

ぐりんぐりん古賀との共働により、生物多様性の観点から重要な地域である千鳥ヶ池、薬王寺に生息する希少生物の保全活動を行いました。他の重要地域においても保全活動を進めることが課題となっています。活動にあたっては、様々な主体と連携することが課題となっています。

◇野生鳥獣の適正な管理と駆除

粕屋郡猟友会古賀支部によりイノシシ・シカ等の有害捕獲が行われました。また、福岡県広域森林組合により山林にてシカの捕獲が行われました。担い手の不足により猟友会の高齢化が進んでいるため、今後は人材の確保が必要です。また、シカによる被害は依然として市内で広く見受けられるため、事業を継続していきます。

◆A-②生物多様性の保全に向けたガイドラインの検討

◇環境配慮指針の見直しの検討

次期環境基本計画に掲げる「開発事業における環境配慮指針」の見直しの検討のため、生きもの観察会以外の生物調査の実施について、体制や方法などを検討していきます。

3) 今後の取組

人と自然に関わる様々な課題の解決すること、多様な主体が古賀市への愛着や誇りを持ち、生物多様性を保全するとともに、生物多様性の恵みを活かすことで、古賀市の豊かな生態系を未来へ引き継いでいくことを目的に策定した「生物多様性古賀戦略」の推進に取り組んでいます(64～67 ページ参照)。多様な主体との連携、共働による様々な取組をめざしていますが、連携している主体が限られているという課題もあります。今後も様々な主体とのネットワークづくりを推進し、指標にも掲げる「重要地域の保全箇所数」が増加していくよう、取り組んでいきます。

B 森林の保全・農地の保全と活用(里地里山の保全)

1) 指標の評価結果

指標	基準年度の状況	中間年度の状況	実績	目標	評価結果
コスモス広場の組合員数	200人 (H24)	172人 (H29)	155人 (R2)	増加 (R5)	★☆☆
市民農園数	3箇所 (H24)	4箇所 (H29)	4箇所 (R2)	5箇所 (R5)	★★☆
森林面積	1,120ha (H24)	1,119ha (H29)	1,132ha (R2)	現状維持 (R5)	★★★
認定農業者数	53人 (H24)	47人 (H29)	46人 (R2)	66人 (R5)	★☆☆

2) 令和2年度の取組

◆B-①農地の保全と有効活用

◇地産地消の推進

コスモス館において、農産物販売を通年でを行っています。また、地域への移動販売も行うことで、地産地消の推進に努めました(移動販売は令和2年12月で終了)。消費者に対するコスモス館での農産物販売について、積極的なPR活動が必要であることから、今後は新たなPR方法等の検討をコスモス広場利用組合と協議していきます。



地元農産物を販売するコスモス館

◇耕作放棄地の活用

古賀市農業再生協議会において、草刈り機の貸し出しを行い、農地の適正な管理に寄与しました。農家の高齢化や離農により管理が行われなくなった農地も増加しているため、担い手への農地の貸し借りのあっせん等も引き続き推進していきます。

◇農業用施設の継続的な維持補修

12農区27箇所の維持補修工事を実施しました(水路補修18箇所、農道補修5箇所、井堰補修1箇所、ため池補修他3箇所)。引き続き、農業用施設の老朽状況の把握に努め、必要に応じて随時維持補修工事を実施していきます。

4. 環境目標ごとの進捗状況

◇市民農園開設に向けたあっせんや相談

平成28年度までに開設した4か所の市民農園について、広く市民に周知を図りました。農地の選定や施設整備費用、地権者及び周辺農地の承諾などクリアすべき課題が多いことから、市民農園の開設は容易ではありません。農園の利用状況等を把握し、適切に市民への情報提供を行っていきます。

◆B-②森林・松林の適正な管理と保全

◇松林の保全

海岸部松林の薬剤地上散布(33.61ha)、枯損木の伐倒駆除(482本)、薬剤の樹幹注入(209本)を行いました。また、ボランティア団体(3団体)による松葉・松枝の収集が行われ、松林の環境が維持されました。ボランティア活動への参加人員の確保が重要であることから、市ホームページなどでボランティア活動の紹介や周知、参加の呼びかけを実施し、ボランティア団体による松葉・松枝の収集を行っていくとともに、薬剤地上散布、枯損木の伐倒駆除、薬剤の樹幹注入も継続します。



海岸部松林の薬剤地上散布

◇森林の保全

森林所有者の意向を確認し、「荒廃森林整備事業」として間伐(11.35ha)を行いました。また、「水源かん養森林整備事業」として除伐(1.4ha)を行いました。事業実施に対し同意が得られない森林所有者については、事業内容について理解しやすい丁寧な説明を検討する必要があることから、引き続き森林所有者の意向を確認しながら、現地調査及び施工(間伐等)を実施していきます。

◇竹林対策

竹の利活用に関する協議会に参加するなど、竹林対策に関する検討を行いました。竹の活用については、様々な方法があるものの、大量の竹を持続的に活用する有効策を調査・研究する必要があることから、引き続き竹林対策に関する調査・研究を行っていきます。

◇グリーンパークの森林保全

草刈り・剪定作業等を実施しました。公園管理の必要性から、積極的に剪定・間伐等を実施していきます。

◆B-③農業者・団体の人材育成

◇農業次世代人材投資事業

「人・農地プラン」に位置づけられた50歳未満の独立・自営業就農者に対して年間150万円(最長5年間)の「農業次世代人材投資資金」を交付しました(6名)。事業の相談があった新規青年就農者に対しては、給付金制度だけでなく、農地の確保等、就農までの一連の相談が受けられる支援体制を検討していきます。

◇経営転換協力金の交付

農地中間管理機構に農地を貸し付け、経営転換をする農業者に対し、経営転換協力金を交付する事業について推進を図りました。離農により耕作されなくなった農地の集約化を進めるために、「人・農地プラン」の推進と合わせて本事業の周知拡大を図っていく必要があります。

◇認定農業者の支援

認定農業者で組織する「古賀市認定農業者協議会」が行う研修会や消費者交流会の開催支援など、継続的な支援を行いました。多様な農業経営形態があることから、できる限り多くの認定農業者にとって役立つ研修内容、開催方法等を検討する必要があります。研修会・情報交換会等の開催支援や農業用設備・機械等の導入補助などにより、安定的な農業経営に資する支援を継続的に行うとともに、充実を図っていきます。

3) 今後の取組

農地の保全と有効活用のため、農業施設については適正な機能が発揮されるよう維持管理の継続とともに、地産地消の拠点であるコスモス館の管理運営の継続や新たなPR方法等の検討、古賀市全域に策定した「人・農地プラン」を活用し、遊休農地の活用と農業の担い手の確保につながる施策を展開していきます。

また、松くい虫対策となる薬剤の散布や樹幹注入事業、ボランティア団体との定期的な協議や支援を継続し、森林や松林を保全し、多面的機能の維持・発揮を図ります。

C 人と自然がふれあう場の保全・創出

1) 指標の評価結果

指標	基準年度の状況	中間年度の状況	実績	目標	評価結果
ビオトープを活かした取組数	2回 (H24)	15回 (H29)	7回 (R2)	増加 (R5)	★★★
生物とふれあう場の確保・創出に対する満足度	17.6% (H24)	—	次期計画策定時に 市民アンケート調査を 実施予定	47.8% (R5)	—

2) 令和2年度の取組

◆C-①薬王寺水辺公園及び小学校内ビオトープの計画的な保全と活用

◇舞の里小学校ビオトープの保全

ぐりんぐりん古賀・学校・PTCAで構成される「舞小ビオトープ倶楽部」により、生きものが生息しやすい環境づくりが行われました（全5回：参加者数28人）。ビオトープには、アオミドロやコカナダモ、アオウキクサ等がビオトープ内に大量に発生することから、防除方法の検討を行っていくとともに、当面の間は「舞小ビオトープ倶楽部」による除去作業の頻度を増加させることで対応をしていく必要があります。また、5・6年生の美化・芝生委員会での清掃を継続するとともに、水生生物の維持のため、自主的・自発的に藻の処理や植物の草刈りなどができるようにしていきます。

また、舞の里小学校では、1・2年生の生活科で、身近な生き物についての学習で、ビオトープの生き物を観察したり、外部講師に生息する生き物について教えてもらう機会がありました。



舞の里小学校ビオトープ保全活動

4. 環境目標ごとの進捗状況

◇薬王寺水辺公園内のビオトープの保全及び活用推進

ぐりんぐりん古賀・ボランティア募集で参加した市民の皆さんで、ビオトープへの土砂の流入防止対策、倒竹の整理、アサギマダラが飛来しやすい環境整備のためにフジバカマの古株と新株の植え替え、水辺の保全などを行いました。また、両生類の産卵場所の保護・再生を行い、ニホンアカガエル、ニホンヒキガエルの産卵の確認をすることができました。引き続き、水辺環境の保全を実施し、希少な野生生物の保護に取り組んでいきます。



ニホンアカガエルの卵

◆C-②自然環境に配慮した河川・公園の保全と創出

◇大根川整備工事に係るワークショップの開催

景観や自然環境に配慮した河川及び親水空間の確保をめざすため、第13回ワークショップを開催しました。内容は、これまでのワークショップのおさらい、専門家による講義、工事進捗状況報告後に、参加者全員で現地確認も行いました。現地では様々な質問や意見が飛び交い有意義なものとなりました。今後も、市民と連携しながら活気あふれる川づくりを推進していきます。



大根川 川づくりワークショップ

◇自然環境に配慮した都市公園の適切な維持管理

自然との触れあいや健康増進の場として整備した古賀グリーンパーク、薬王寺水辺公園、千鳥ヶ池公園、鹿部山公園、花鶴が浜公園、はなみ公園など、適切に維持管理をしました。

3) 今後の取組

引き続きぐりんぐりん古賀と連携・協力して薬王寺水辺公園内ビオトープの保全に取り組むとともに、舞の里小学校・花見小学校など市内にあるビオトープの計画的な活用や保全に、PTCAとも連携・協力を図りながら、取り組みます。

また、大根川においては、市民と連携しながら活気あふれる川づくりを推進していきます。

4. 環境目標ごとの進捗状況

(2) 生活環境：「快適」で「安全」な住環境の確保

-環境への負荷を減らし、快適で安全・安心なまちをめざします-

大気環境や水環境などの生活環境を良好な状態に保つことは、私たちや次世代の子どもたちが日々の生活を健康で安全に暮らしていくために大切なことです。ところが大気や水を汚す原因の多くは自動車からの排出ガスや生活排水など、私たちの生活によるものがほとんどです。環境への負荷を減らし、快適で安全・安心なまちをめざします。

(取組の方向性)

(基本的な取組)

A

大気環境その他の保全

A-①生活環境苦情などに対する適切な対応

A-②光化学オキシダント及び微小粒子状物質(PM2.5)の基準超過時における適切な対応

A-③自動車騒音の計画的な測定・監視

B

水環境の保全

B-①定期的な水質調査の実施

B-②公共下水道・農業集落排水・浄化槽事業の推進

C

近隣の環境保全

C-①ペットの適正飼育の啓発・飼い主のいない猫への対策

A 大気環境その他の保全

1) 指標の評価結果

指標	基準年度の状況	中間年度の状況	実績	目標	評価結果
生活環境苦情件数	73件 (H24)	92件 (H29)	69件 (R2)	20%減少 (R5)	★★☆
大気環境の保全に関する満足度	21% (H24)	—	次期計画策定時に 市民アンケート調査を 実施予定	50% (R5)	—
道路交通騒音の環境基準達成率	96% (H24)	96.6% (H29)	100% (R2)	100% (R5)	★★★

《参考：福岡県「令和2年版環境白書」》

	調査路線数	達成率 90～100%の路線数
環境基準達成状況(自動車騒音)	1,405路線(R1)	1,137路線(R1)

2) 令和2年度の実績

◆A-①生活環境苦情などに対する適切な対応

◇生活環境苦情の対応

生活環境苦情の相談に対し、原因等を確認し迅速な対応を行いました(令和2年度苦情相談受付件数:69件)。法令等の強制力がない案件については対応が困難な場合もありますが、関係機関と連携し、迅速な対応を行っています。

※苦情相談受付数の内訳:騒音(18件)、悪臭(38件(うち野焼き23件))、水質汚濁(5件)、大気汚染(2件)、その他(6件(除草剤の使用に関する苦情等))

◇土壌汚染や水質事故などに関する対応

発生内容に応じ関係機関(宗像・遠賀保健福祉環境事務所・福岡県土整備事務所・上下水道課・農林振興課・建設課等)と連携し被害拡大防止等の対応を行いました(令和2年度水質汚濁に関する苦情相談:5件)。法令等の強制力がない案件についての対応が困難な場合もありますが、事故発生時には関係機関と連携しながら、迅速な対応による原因の除去、及び被害の拡大を防止する等の対応を行っています。

◇市民・事業者へのマナーの啓発

広報こが・市ホームページ等にて野外焼却禁止などのマナーに関する周知をしました(掲載件数:1件)。野外焼却などを行う市民・事業者が後を絶たないため、モラル向上に繋がる効果的な啓発を行う必要があります。また香りに関する周知も広報こがで行いました(掲載件数:1件)。今後も内容が分かりやすく、効果的な啓発方法を行っています。

◆A-②光化学オキシダント及び微小粒子状物質(PM2.5)の基準超過時における適切な対応

◇注意喚起時等の対応/市民への注意喚起

令和2年度は微小粒子状物質(PM2.5)に対する注意喚起及び光化学オキシダント注意報の発令はありませんでした。注意喚起等が発令された場合は、市役所閉庁時でも迅速に対応する必要があることから、今後も県が発表する測定値を注視しながら、事前に策定した対応マニュアルに従い適切な対応をしていきます。また、市が把握していないイベント等が行われていた場合でも、その参加者に対し周知ができるよう、防災無線・市ホームページ・メール等でも周知を行っています。



国道3号鹿部交差点の大気汚染常時監視測定局(自動車排出ガス測定局)

◆A-③自動車騒音の計画的な測定・監視

◇自動車騒音測定実施

令和3年1月に1路線(九州自動車道鹿児島線宮崎線)において騒音測定を実施しました。環境基準達成状況は100%となっています。国からの法定受託事務に基づき、市内で2車線以上の車道を有する国道2路線、県道6路線、高速道路(九州自動車道)を5年間のローテーションで測定対象としています。

3) 今後の取組

大気環境の保全のため、苦情発生時における速やかな対応や、県や市関係部署との連携を図るとともに、市民や事業者へのマナー向上のための啓発を行い、苦情件数の減少に努めていきます。

4. 環境目標ごとの進捗状況

また、光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM2.5）については、県から発令される注意喚起等の各種情報を注視し、警戒情報等が発令された場合には対応マニュアルに従い、必要な処置を速やかに実行します。

4) 大気環境に係る資料

近年、人体に影響を与える可能性がある微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダントなど大気汚染に関する市民の関心も高くなっています。古賀市においては、平成29年度までは一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局ともに未設置でしたが、平成30年度に国道3号鹿部交差点付近に福岡県の自動車排出ガス測定局が設置され、PM2.5も測定されています。

ア 微小粒子状物質（PM2.5）

微小粒子状物質（PM2.5）とは、大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の1の大きさ）以下の小さな粒子のことをいい、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質（SPM： $10\mu\text{m}$ 以下の粒子）よりも小さな粒子で、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

福岡県では、平成29年7月27日に福岡・北九州地域において、PM2.5の注意喚起が発表されました。3月から5月にかけて数値が高くなる傾向にあることから、この期間は特に注意が必要です。

表5 福岡県における微小粒子状物質（PM2.5）に関する注意喚起発令基準及び対応方法

		注意喚起発令基準及び対応方法
福岡県	午前中の判断	同一地域内の2か所以上の測定局において、午前5～7時の1時間値の平均値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合、注意喚起を実施。
	午後からの活動に備えた判断	同一地域内の1測定局でも午前5時～12時の1時間値の平均値が $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合、注意喚起を実施。
古賀市の対応		県からの情報提供を受け、注意喚起を実施。

※県内を4地域（北九州・福岡・筑後・筑豊）に分け、地域毎に注意喚起を実施。

（資料：福岡県・環境課）

表6 大気汚染常時監視測定局における測定結果（微小粒子状物質（PM2.5））

測定地点	福岡（香椎）			宗像		
	年平均値	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		年平均値	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合	
平成27年度	$15.8\mu\text{g}/\text{m}^3$	9日	2.5%	$14.5\mu\text{g}/\text{m}^3$	6日	1.7%
平成28年度	$14.8\mu\text{g}/\text{m}^3$	1日	0.3%	$13.3\mu\text{g}/\text{m}^3$	2日	0.5%
平成29年度	$13.7\mu\text{g}/\text{m}^3$	5日	1.4%	$12.7\mu\text{g}/\text{m}^3$	4日	1.1%
測定地点	福岡（古賀）					
	年平均値	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合				
平成30年度	$12.9\mu\text{g}/\text{m}^3$	1日	0.3%			
令和元年度	$12.0\mu\text{g}/\text{m}^3$	0日	0.0%			

（資料：令和2年度版公害関係測定結果 福岡県）

4. 環境目標ごとの進捗状況

イ 光化学オキシダント

光化学オキシダントとは、工場の煙や自動車の排出ガスなどに含まれる窒素酸化物、炭化水素及び揮発性有機化合物などが、太陽の紫外線により光化学反応を起こすことによって生成される物質をいいます。光化学オキシダントがある濃度以上になると、目がチカチカしたりのどが痛くなったり、植物に悪い影響が出たりすることがあるため注意が必要です。

古賀市においては、令和元年度に注意報が発令されました（令和元年5月24日）が、令和2年度の発令はありませんでした。

表 7 光化学オキシダント注意報発令基準及び対応について

	注意報発令基準及び対応
福岡県における 注意報発令基準	注意報……1 時間値 0.12ppm 以上で継続するおそれがある場合 警報………1 時間値 0.24ppm 以上で継続するおそれがある場合 重大警報…1 時間値 0.40ppm 以上で継続するおそれがある場合 ※古賀市への発令については、古賀市周辺の観測所の数値等をもとに県が判断する。
古賀市の対応	県からの情報提供を受け、注意喚起を実施。

（資料：福岡県・環境課）

表 8 大気汚染常時監視測定局における測定結果（光化学オキシダント）

測定地点	福岡（香椎）			宗像		
	昼間の 1 時間値の 年平均値	昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数と時間数		昼間の 1 時間値の 年平均値	昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数と時間数	
平成 27 年度	0.038 ppm	0 日	0 時間	0.038 ppm	0 日	0 時間
平成 28 年度	0.039 ppm	1 日	2 時間	0.041 ppm	1 日	2 時間
平成 29 年度	0.039 ppm	0 日	0 時間	0.042 ppm	0 日	0 時間
平成 30 年度	0.038 ppm	0 日	0 時間	0.041 ppm	0 日	0 時間
令和元年度	0.038 ppm	2 日	4 時間	0.033 ppm	2 日	2 時間

※昼間とは 5 時から 20 時までの時間帯。

（資料：令和 2 年度版公害関係測定結果 福岡県）

ウ 微小粒子状物質（PM2.5）、光化学オキシダントの注意報等を知るには

福岡県から注意報等が発令されたときは、古賀市においても防災行政無線、防災メール、市ホームページ等で市民へお知らせします。

福岡県防災メール・古賀市防災メールの登録について

PM2.5 注意報および光化学オキシダント注意報等の情報を福岡県防災メールおよび古賀市防災メールで配信しています。注意報発令時には、すぐに情報の収集を行うことができます。

- ・福岡県防災メール：mamoru@bousaimobile.pref.fukuoka.lg.jp
- ・古賀市防災メール：bousai.koga-city@raidai.ktaiwork.jp



古賀市防災メールの詳細はこちら
(古賀市ホームページ)

上記のメールアドレスに空メールを送信してください。登録用サイトのアドレスが添付されたメールが届きます。必要な情報(メールアドレス、お住まいの地域、配信種別等)を入力し、送信すると登録が完了します。

B 水環境の保全

1) 指標の評価結果

指標	基準年度の状況	中間年度の状況	実績	目標	評価結果
河川・海域における水質の環境基準達成度状況(BOD75%値)	100% (H24)	91% (H29)	100% (R2)	100% (R5)	★★★
汚水処理人口普及率	91% (H24)	94.7% (H29)	98.3% (R2)	100% (R5)	★★☆

《参考：福岡県「令和2年版環境白書」》

	測定調査地点数	達成率
環境基準達成状況(筑前海流入河川)	15地点(R1)	53.3%(R1)

2) 令和2年度の実施

◆B-①定期的な水質調査の実施

◇市内河川水質調査

大根川水系及び中川水系の9地点において水質調査を実施しました。BOD(生物化学的酸素要求量)75%値について、令和元年度は大根川水系の1地点で環境基準を超過していましたが、令和2年度は超過している地点はありませんでした。今後も水質調査を継続し、水質状況の把握に努めます。なお、福岡県においても環境基準点における河川水質調査が行われています。



大根川水系及び中川水系の水質調査

◇海水域水質調査

令和2年5月26日に海水域水質調査を実施し、水浴場水質判定基準は、花見海岸・水再生センター裏側、古賀西小学校裏側の3地点は「適」、北花見海岸は「可」という結果になっています。北花見海岸の結果については調査時に砂の巻き上げが確認されており、その影響を受けた可能性があります。今後も海水域水質を継続して注視していく必要があります。調査実施の際には、波の高さや天候等にも配慮しながら海水域水質調査を実施していきます。

◇快適環境監視事業

上水道未整備地域における水質状況把握のため、市内11行政区で家庭用飲用井戸について水質調査を実施しました(対象井戸については、上水道未整備世帯100世帯につき1世帯の割合で行政区長が選定)。調査により不適項目が検出された井戸の所有者に対しては、改善対策について通知を行いました。継続的な水質調査により、面的な水質状況の把握に努め、面的に異状が見られた場合は、宗像遠賀保健福祉環境事務所・福岡県土整備事務所と共に原因を究明していきます。

◇問題発生時の対応

平成30年8月に、市内事業所が自主的に実施した井戸水調査において、水道水質基準を超えるテトラクロロエチレンが確認されたため、原因と周辺の井戸水調査を実施しています。令和2年度においても、テトラクロロエチレンに係る井戸水水質調査について、モニタリング調査を継続しており、今後も被害拡大の防止に努めていきます。また、水質等に問題が発生した際は、関係機関との連携を図り、早急な対応で原因の除去及び被害拡大の防止に努めます。

◆B-②公共下水道・農業集落排水・浄化槽事業の推進

◇合併処理浄化槽補助金の交付

「合併処理浄化槽設置補助」を5件実施し、その完了検査時等、随時、管理者に対して浄化槽設置後の適正な維持管理について説明を行いました。公共下水道及び農業集落排水事業計画区域以外については「合併処理浄化槽設置補助」を継続するとともに、設置者に対して浄化槽の適正な維持管理の説明を行います。

◇事業場排水検査の実施

排水量が多い事業場や水質の悪化の可能性が懸念される事業場からの排水について、水質検査(15箇所)を2回実施しました。また、検査により水質基準を満たしていないことが判明した7事業場については、水質の検査結果及び改善について文書通知を行っています。COD(化学的酸素要求量)やノルマルヘキサン抽出物質含有量等の水質基準が適応されない日平均排水量が50㎡未満の事業場について悪質な排水が続けば下水道管路閉塞等が懸念されるため、水質の検査を実施し注意喚起を行う必要があります。水質検査を継続し、事業場における排水の水質改善を促すための指導を行っています。

◇市内下水道管渠・施設の整備

公共下水道事業では、新たな污水排出源への対応として、青柳地区の管渠を整備し、農業集落排水事業では、薦野地区の管渠整備を行いました。また、処理区域内の接続を促すために対象者へ通知するとともに「水洗便所改造奨励金」の周知を行っています。青柳地区の整備については計画的に行う必要があります。市内全域の水洗化に向け、污水处理構想等に基づき、効率性を踏まえつつ計画的に整備を行っていきます。

3) 今後の取組

水環境の保全のため、水質調査等を行うことで現状を把握し、問題が認識されれば、原因除去及び被害拡大防止に努めていきます。また、公共下水道、農業集落排水については、継続して未整備区域における下水道の整備を行うとともに、奨励金制度・事業説明会による水洗化率向上に努めます。その他の地区については、合併処理浄化槽補助金事業により水洗化を促すとともに、古賀水再生センターにおける有害物質の流入を防ぐため、定期的な事業場排水検査を実施します。

4) 河川水質に係る資料

ア 環境基準点の水質

古賀市内の河川のうち、大根川水系については、生活環境の保全に関する環境基準の類型指定が行われており、大根川橋と石ヶ崎橋の地点についてはA類型に指定されています。また、花鶴橋の地点についてはB類型に指定されています。

環境基準点の水質（BOD）は、石ヶ崎橋の地点において環境基準を超過していたため、継続して注視していく必要があります。

なお、中川水系については、環境基準の類型指定は行われていません。

表9 環境基準点における水質調査結果（BOD）

類型	水系	調査地点	測定値等	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A	大根川水系	大根川橋	75%値 (mg/l)	1.1	0.9	1.2	1.2	1.1
			適否	○	○	○	○	○
		石ヶ崎橋	75%値 (mg/l)	1.8	1.6	2.1	2.2	2.1
			適否	○	○	×	×	×
B		花鶴橋	75%値 (mg/l)	1.3	1.4	2.0	1.6	1.4
			適否	○	○	○	○	○

※福岡県にて調査を実施している。

（資料：令和2年度公共用水域水質測定結果 福岡県）

4. 環境目標ごとの進捗状況

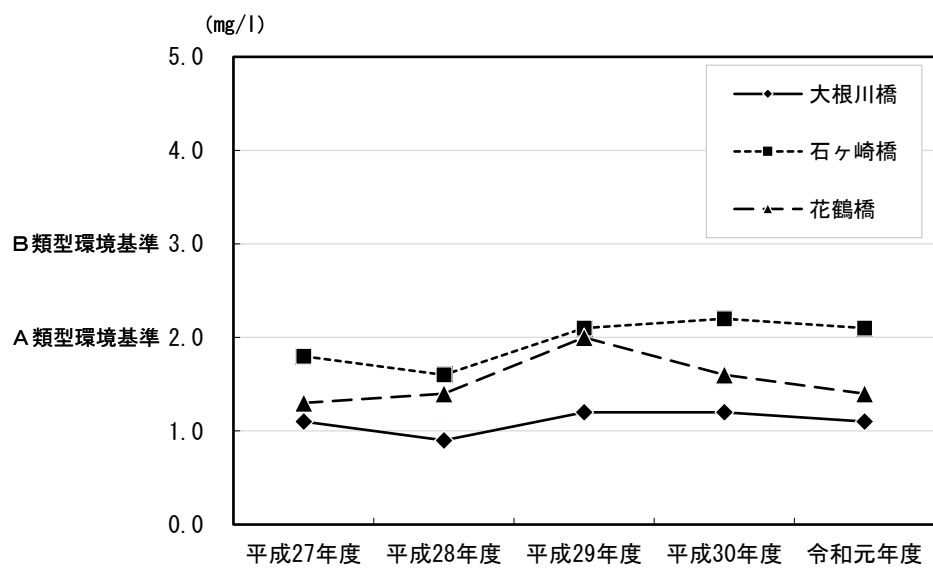


図1 環境基準点における水質調査結果 (BOD)

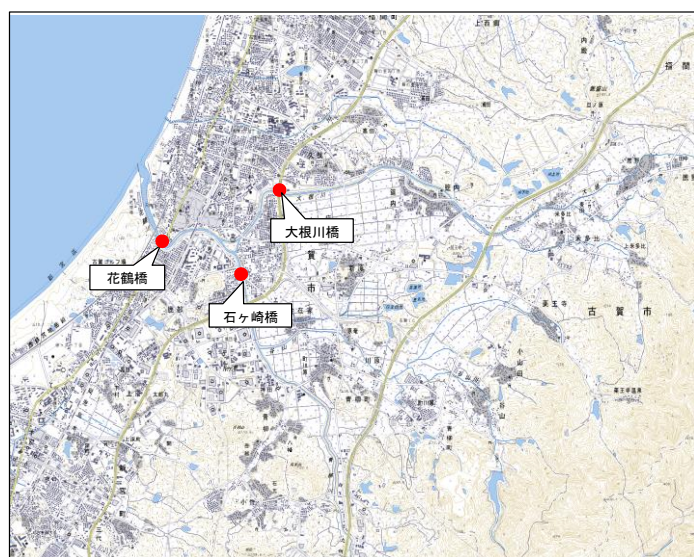


図2 福岡県河川水質調査地点位置図

(資料：環境課)

表10 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

類型	基準値				
	水素イオン濃度 (ph)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A 類型	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B 類型	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下

(資料：環境課)

イ 古賀市内河川水質調査

生活排水などが河川に流れ込むことによる河川水質への影響を経年的に把握するため、古賀市内に位置する2つの2級河川の定点9箇所における7項目の水質を年間4回調査しています。

大根川水系では大腸菌群数が7箇所、pH値が1箇所で環境基準値を超過しましたが、他の項目については環境基準値内になっています。

基準値の超過について、大腸菌群数に関しては自然の土壌由来の細菌も含まれる可能性があること、pH値に関しては、河川に発生した藻類の光合成の影響を受けたことが原因であることを調査実施機関に確認しています。今回の分析結果は、過年度の変動範囲内であり、特に問題はないとの報告を受けていますが、今後も河川水質について注視していく必要があります。

なお、中川水系では、環境基準の類型指定は行われていません。

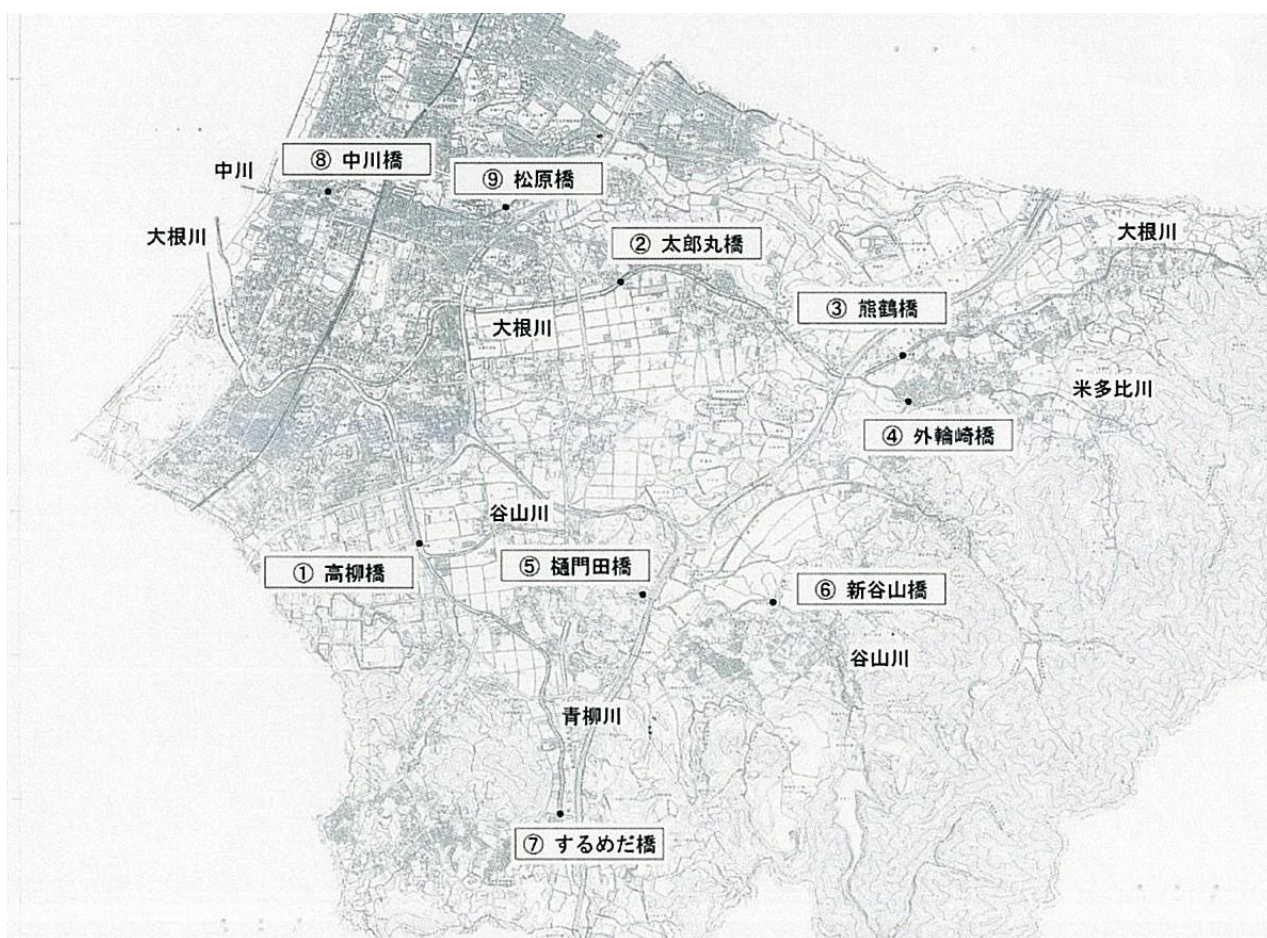


図3 河川水質調査地点位置図

(資料：環境課)

4. 環境目標ごとの進捗状況

表 11 河川水質調査結果（令和 2 年度）

調査項目 調査地点		pH	BOD	浮遊物質	溶存酸素	大腸菌群	全りん	全窒素
		(－)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(MPN/100ml)	(mg/l)	(mg/l)
高柳橋	R2. 5. 20	7. 6	1. 2	8	9. 2	7, 000	0. 140	1. 90
	R2. 9. 14	7. 3	1. 6	5	8. 3	35, 000	0. 120	1. 80
	R2. 12. 9	7. 5	1. 4	5	9. 5	4, 900	0. 320	3. 20
	R3. 2. 24	8. 0	1. 2	3	11. 0	3, 300	0. 280	2. 60
	平均値	7. 6	1. 4	5	9. 5	12, 600	0. 22	2. 38
太郎丸橋	R2. 5. 20	7. 6	0. 7	2	9. 4	3, 300	0. 071	2. 10
	R2. 9. 14	7. 4	0. 8	3	8. 5	22, 000	0. 100	1. 60
	R2. 12. 9	7. 2	<0. 5	4	8. 8	700	0. 045	2. 10
	R3. 2. 24	7. 3	<0. 5	<1	11. 0	330	0. 029	1. 70
	平均値	7. 4	0. 7	3	9. 4	6, 600	0. 06	1. 88
熊鶴橋	R2. 5. 20	7. 7	<0. 5	4	9. 4	3, 300	0. 055	1. 60
	R2. 9. 14	7. 6	1. 1	5	8. 4	24, 000	0. 089	1. 50
	R2. 12. 9	7. 4	0. 6	2	9. 9	4, 900	0. 039	1. 10
	R3. 2. 24	7. 7	<0. 5	2	12. 0	1, 700	0. 024	1. 10
	平均値	7. 6	0. 6	3	9. 9	8, 500	0. 05	1. 33
外輪崎橋	R2. 5. 20	7. 9	0. 5	2	9. 4	1, 300	0. 062	1. 50
	R2. 9. 14	7. 7	1. 3	1	8. 6	35, 000	0. 081	1. 30
	R2. 12. 9	8. 0	1. 3	2	13. 0	35, 000	0. 098	1. 60
	R3. 2. 24	8. 8	1. 0	2	16. 0	7, 000	0. 063	1. 30
	平均値	8. 1	1. 3	2	11. 8	20, 000	0. 08	1. 43
樋門田橋	R2. 5. 20	7. 8	0. 9	7	9. 3	2, 300	0. 056	1. 30
	R2. 9. 14	7. 5	1. 0	4	7. 9	24, 000	0. 085	0. 85
	R2. 12. 9	7. 6	0. 8	1	10. 0	3, 300	0. 081	0. 92
	R3. 2. 24	8. 0	<0. 5	4	11. 0	4, 900	0. 068	1. 00
	平均値	7. 7	0. 9	4	9. 6	8, 600	0. 07	1. 02
新谷山橋	R2. 5. 20	7. 8	0. 6	10	9. 2	3, 300	0. 045	1. 40
	R2. 9. 14	7. 6	0. 8	8	8. 0	26, 000	0. 047	0. 89
	R2. 12. 9	7. 7	0. 8	1	11. 0	4, 900	0. 035	0. 89
	R3. 2. 24	8. 0	<0. 5	<1	12. 0	1, 100	0. 036	0. 88
	平均値	7. 8	0. 8	5	10. 1	8, 800	0. 04	1. 02
するめだ橋	R2. 5. 20	7. 6	1. 5	5	8. 7	13, 000	0. 220	2. 50
	R2. 9. 14	7. 5	1. 6	3	7. 6	49, 000	0. 180	2. 60
	R2. 12. 9	7. 6	2. 0	2	10. 0	130, 000	0. 380	5. 10
	R3. 2. 24	7. 9	2. 5	2	12. 0	79, 000	0. 320	3. 90
	平均値	7. 7	2. 0	3	9. 6	67, 800	0. 28	3. 53
中川橋	R2. 5. 20	7. 7	0. 8	4	8. 6	4, 900	0. 110	1. 30
	R2. 9. 14	7. 5	0. 8	3	7. 5	35, 000	0. 140	1. 30
	R2. 12. 9	7. 5	0. 8	2	9. 4	17, 000	0. 160	2. 30
	R3. 2. 24	7. 7	<0. 5	2	11. 0	2, 700	0. 099	1. 50
	平均値	7. 6	0. 8	3	9. 1	15, 000	0. 13	1. 60
松原橋	R2. 5. 20	7. 6	1. 2	10	8. 6	4, 900	0. 190	1. 40
	R2. 9. 14	7. 6	1. 2	11	8. 1	79, 000	0. 160	1. 40
	R2. 12. 9	7. 7	1. 4	8	11. 0	49, 000	0. 280	2. 90
	R3. 2. 24	8. 5	1. 4	4	13. 0	2, 200	0. 180	1. 90
	平均値	7. 9	1. 4	8	10. 2	34, 000	0. 20	1. 90

※測定値は、小数点以下 4 桁の範囲内で設置し、有効数字を 2 桁とし 3 桁目以降を切り捨てる。また、平均値は 3 桁目を四捨五入し、有効数字を 2 桁とする。BOD の平均値の欄は、75%値を記載している。

※全リン、全窒素については環境基準が設定されていない。

※なお、古賀市では生活環境項目の 5 項目（pH、SS、BOD、DO、大腸菌群数）以外に全窒素、全リンの 2 項目についても測定しているため掲載している。

※中川橋、松原橋は環境基準の類型指定がない。

（資料：環境課）

4. 環境目標ごとの進捗状況

表 12 河川水質（BOD）調査結果の推移－大根川水系（A 類型）－

調査地点	測定値等	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
①高柳橋	75%値 (mg/l)	1.0	0.9	1.7	1.6	1.4
②太郎丸橋	75%値 (mg/l)	0.5	0.6	1.0	1.4	0.7
③熊鶴橋	75%値 (mg/l)	0.7	0.8	1.0	1.2	0.6
④外輪崎橋	75%値 (mg/l)	0.7	5.4	2.1	1.4	1.3
⑤樋門田橋	75%値 (mg/l)	0.7	0.8	2.0	1.3	0.9
⑥新谷山橋	75%値 (mg/l)	0.6	0.9	1.0	1.2	0.8
⑦するめだ橋	75%値 (mg/l)	1.1	1.3	2.7	2.2	2.0

※ 〇の部分（5.4, 2.1, 2.7, 2.2）は環境基準(2.0mg/ℓ)に適合しない。

※年間 4 回の調査の平均値（令和 2 年度の調査日は表 11 に記載）を記載している。

※熊鶴橋、新谷山橋、外輪崎橋は平成 28 年度から調査を開始している。

（資料：環境課）

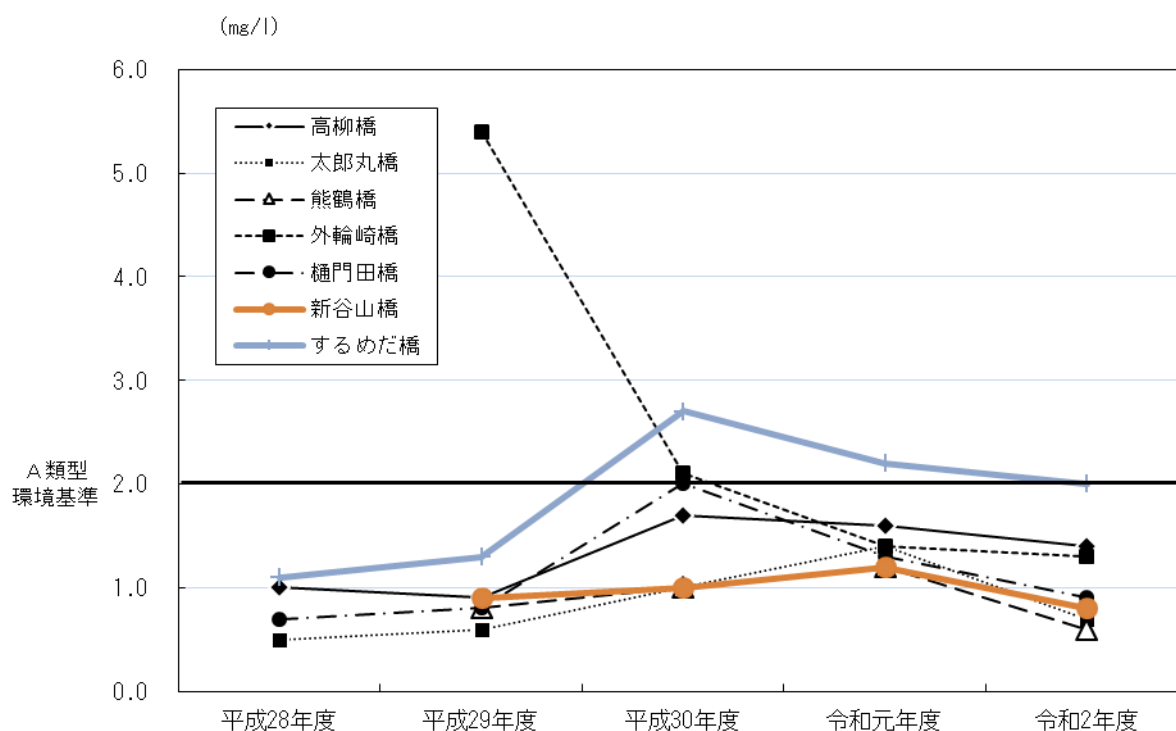


図 4 河川水質調査結果（BOD）－大根川（A 類型）－

（資料：環境課）

4. 環境目標ごとの進捗状況

表 13 河川水質調査結果（BOD）－中川（類型指定なし）－

調査地点	測定値等	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
⑧中川橋	75%値(mg/l)	1.3	0.7	1.3	1.4	0.8
⑨松原橋	75%値(mg/l)	0.9	0.8	1.6	1.6	1.4

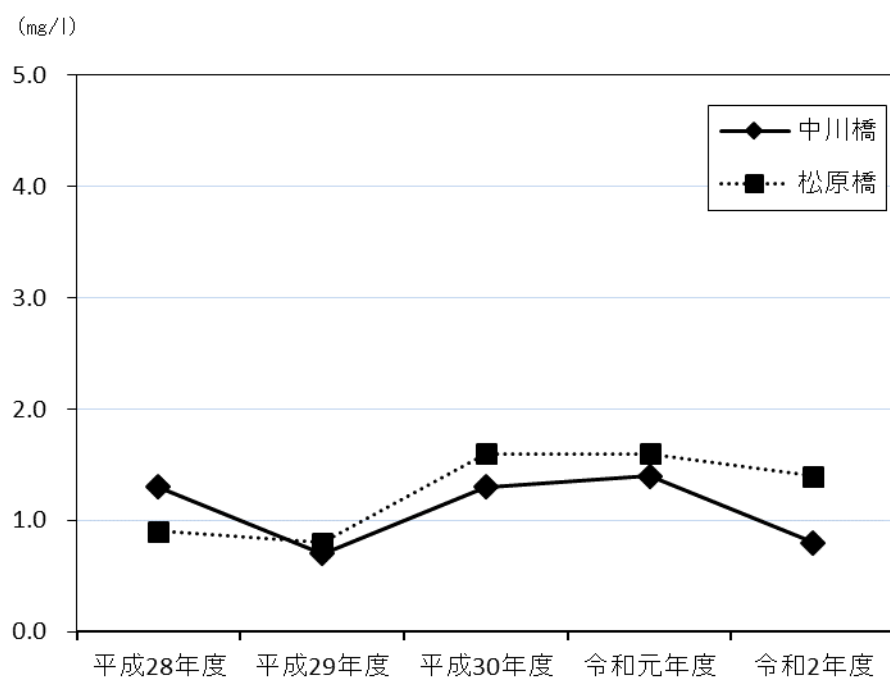


図 5 河川水質調査結果（BOD）－中川（類型指定なし）－

4. 環境目標ごとの進捗状況

5) 海水域水質に係る資料

生活排水及び工場排水の流入による海水域の水質状況を経年的に把握することを目的に、河川が流入する海水域の4箇所の定点において、午前と午後の2回、海水水質7項目の調査を実施しています。

令和2年5月26日に実施した調査の結果については、環境省が定める水浴場水質判定基準を準用すると、北花見海岸の水質は「可」、それ以外の3箇所の水質は「適」となっています。

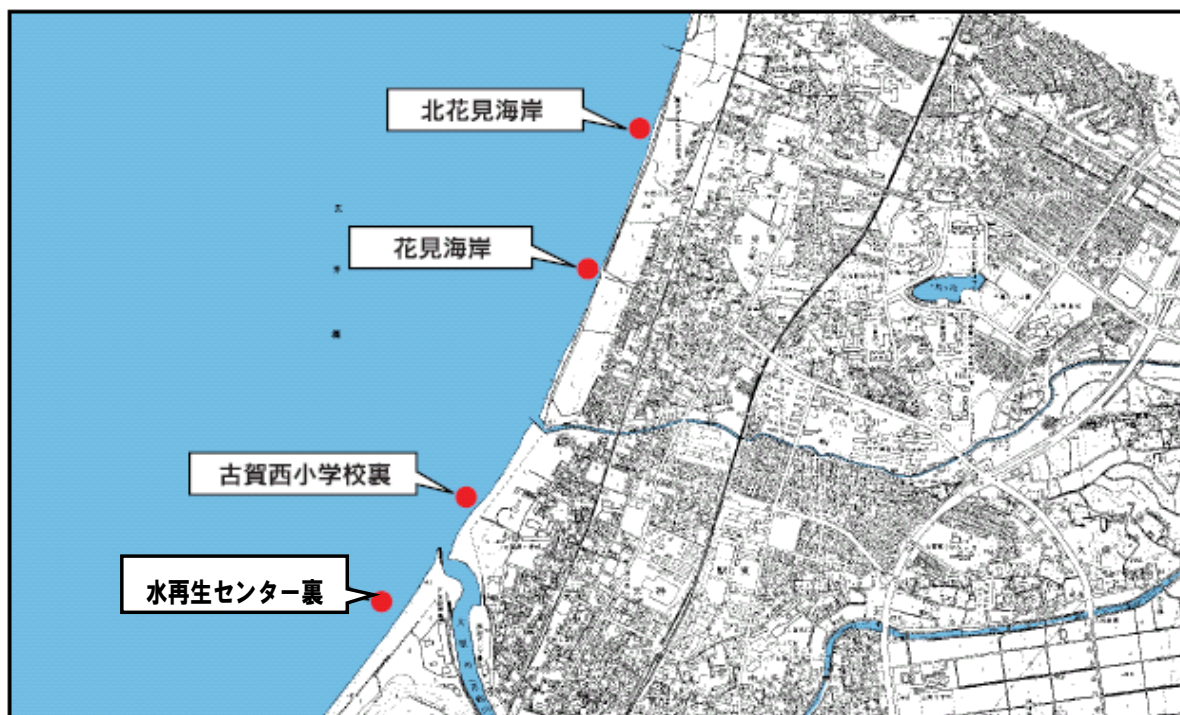


図 6 海水域水質調査地点位置図

(資料：環境課)

表 14 水浴場判定基準

区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA	不検出 (検出限界 2 個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全透
	水質 A	100 個/100mL 以下	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全透
可	水質 B	400 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5mg/L 以下	1m 未満～ 50cm 以上
	水質 C	1,000 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	8mg/L 以下	1m 未満～ 50cm 以上
不適		1,000 個/100mL を超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L 超	50cm 未満

(資料：環境課)

4. 環境目標ごとの進捗状況

表 15 海水域水質調査結果（令和 2 年度）

調査日：令和 2 年 5 月 2 6 日

調査項目		p H (-)	透明度 (m)	塩化物イオン (mg/l)	COD (mg/l)	一般 細菌 (個/ml)	ふん便性 大腸菌群数 (個/100ml)	油膜	水質 判定
北花見海岸	午前	8.1	1.0 以上	17,200	2.3	69	11	無	B (可)
	午後	8.1	1.0 以上	18,100	2.3	51	19	無	
花見海岸	午前	8.1	1.0 以上	17,900	1.9	65	13	無	A (適)
	午後	8.1	1.0 以上	17,800	1.9	81	33	無	
古賀西小学校裏	午前	8.1	1.0 以上	18,500	1.7	13	2 未満	無	A (適)
	午後	8.1	1.0 以上	18,300	1.8	48	8	無	
水再生センター裏	午前	8.1	1.0 以上	18,700	1.8	19	2 未満	無	AA (適)
	午後	8.1	1.0 以上	18,600	1.8	17	2 未満	無	

※水浴場水質判定基準について：ふん便性大腸菌、油膜の有無、COD（化学的酸素要求量）、透明度の項目が表 12 の基準に基づくと、水再生センター裏については水質 A A（適）、花見海岸、古賀西小学校裏については水質 A（適）、北花見海岸については水質 B（可）と判定される。

（資料：環境課）

表 16 海水域水質調査結果（COD）

調査地点	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
北花見海岸	0.7	2.0	1.6	1.8	2.3
花見海岸	1.4	2.1	1.5	1.8	1.9
古賀西小学校裏	2.6	2.0	1.7	1.8	1.8
水再生センター裏	2.7	1.9	1.8	2.0	1.8

※原則、毎年 5 月に調査を実施している。

（単位：mg/l）

（資料：環境課）

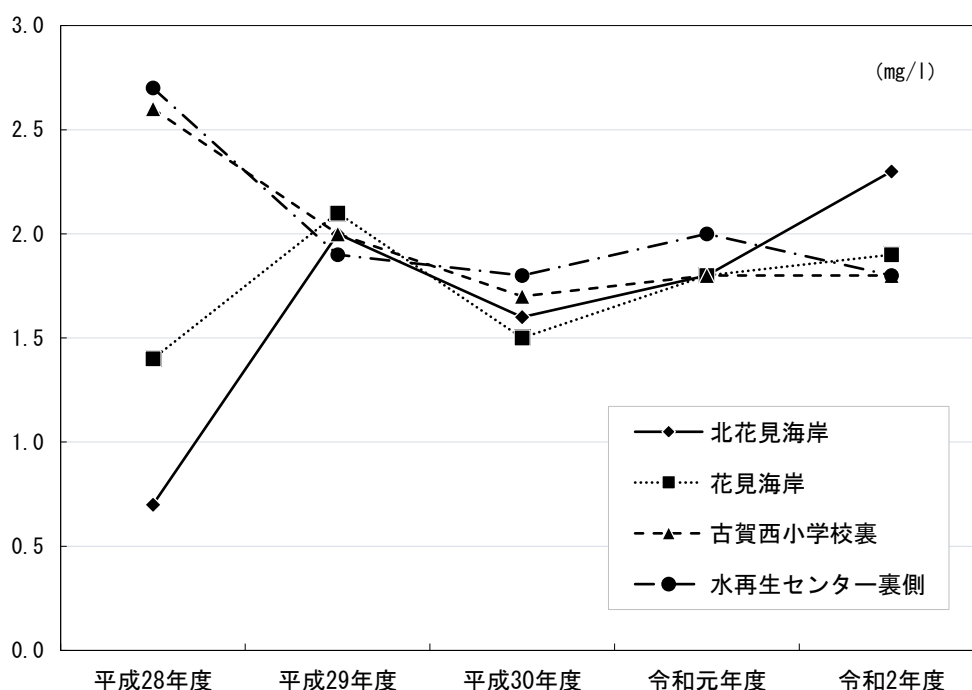


図 7 海水域水質調査結果（COD）

4. 環境目標ごとの進捗状況

6) 地下水水質に係る資料

地下水の水質については、福岡県が地下水概況調査を実施していますが、この調査によると、近年、古賀市内で健康項目における環境基準を超過した地点はありません。

なお、基準超過などが見られた場合には、福岡県と連携・協力して対応していきます。

表 17 地下水概況調査（福岡県実施）

調査項目		実施年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 28 年度
		調査地区	川原	谷山	薦野
		深さ(m) 環境基準	40	不明	40
健康項目	カドミウム	0.003 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	全シアン	不検出	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	鉛	0.01 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	六価クロム	0.05 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	ヒ素	0.01 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	総水銀	0.0005 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	アルキル水銀	不検出	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	P C B	不検出	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	ジクロロメタン	0.02 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	四塩化炭素	0.002 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	トリクロロエチレン	0.03 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	チウラム	0.006 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	シマジン	0.003 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	チオベンカルブ	0.02 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	ベンゼン	0.01 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	セレン	0.01 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	4.3	1.5	3.3
	ふっ素	0.8 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1
	ほう素	1 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満

※1,2-ジクロロエチレン（シス体及びトランス体の和）については、シス-1,2-ジクロロエチレンに替わり、新たに地下水の水質汚濁に係る環境基準項目として追加された。（H21 年 11 月 30 日環境省告示）

※1,1-ジクロロエチレンについては、地下水環境基準における基準値が 0.02mg/L から 0.1mg/L に変更された。（H21 年 11 月 30 日環境省告示）

※カドミウムについては、地下水の水質汚濁に係る環境基準が 0.01mg/L から 0.003mg/L に変更された。（H23 年 10 月 27 日環境省告示）

※平成 27・29・30、令和元年度の調査対象井戸に、市内の井戸はない。（資料：平成 26,27,29 年版公害関係測定結果 福岡県）

4. 環境目標ごとの進捗状況

C 近隣の環境保全

1) 指標の評価結果

指標	基準年度の 状況	中間年度の 状況	実績	目標	評価結果
犬・猫に関する 相談件数	101 件 (うち苦情:69件) (H29)	—	164 件 (うち苦情:85件) (R2)	20%減少 (R5)	★☆☆

※苦情内訳: R 2年度:犬に関する苦情13件、猫に関する苦情72件

H29年度:犬に関する苦情18件、猫に関する苦情51件

2) 令和2年度の実績

◆C-①ペットの適正飼育の啓発・飼い主のいない猫への対策

◇適正な飼育方法の啓発

広報こがや市ホームページにおいても適正飼育等の啓発を行いました。また、環境課SNSを通じての動物愛護の啓発を令和2年度より行いました。

動物愛護に関する取組推進のために「わんにゃんサポーター（登録ボランティア）制度」をスタートしました。サポーターには、地域猫活動へのサポートや啓発活動、ペットと暮らす高齢者のサポートなど、市と連携して活動に取り組んでもらっています。また、高齢者がペットのことも含め、安心して、住み慣れた地域で最期まで生活できるよう、ペットに関する積極的な情報把握を行い、事前の備えに不安がある人には、市とケアマネージャー、わんにゃんサポーターが連携してサポートを行う「ペットと暮らすシニアの備えサポート制度」をスタートしました。

◇動物愛護に関する講座の実施

出前講座「はじめよう!地域猫活動」の申込はありませんでしたが、新たに地域猫活動に取り組む地域の集会において地域猫活動の紹介、説明を行いました。なお、市内全小学校に動物愛護に関する授業の紹介をしましたが、実施には至りませんでした。出前講座の要請があれば地域に出向くことはもちろん、各種イベント時にも講座を開くことを検討していきます。

◇地域猫活動の取組推進

古賀市では、地域猫の適正な管理活動を行っている登録団体に対して、不妊去勢手術の一部を補助金として交付しています。地域猫活動の啓発により、令和2年度に12団体が新規に登録し、67匹の猫の不妊去勢手術費用の助成をしました。また、ボランティアとの連携を強化しながら、地域猫活動の啓発と既存地域猫活動団体のサポート及び新規団体設立のサポートをしています。

※平成29年度～令和2年度:累計45団体(廃止4団体含む)、191頭分の手術費用の一部を補助

3) 今後の取組

犬や猫に関する相談件数は増加していますが、野良猫の不妊去勢手術や地域猫活動についての相談も多く、啓発による問い合わせも増加しています。今後も、人と動物が共生できるまちづくりをめざし、愛護動物の適正飼育の啓発を通して、飼い主のマナー向上、動物愛護の推進に努めます。また、飼い主のいない猫に関しては地域猫活動の推進を行い、動物愛護及び快適な住環境の確保に努めます。

(3) 都市環境：緑・歴史・風景の「調和」

－緑や歴史、風景が調和したまちをめざします－

古賀市には古賀グリーンパークや千鳥ヶ池公園など緑の多い公園や施設が点在し、憩いの空間を形成しています。また、唐津街道・青柳宿や古賀市に点在する寺社など古い街並みや歴史を感じさせる場所も多数存在します。これらの地域資源を活かし、緑や歴史、景観が調和したまちをめざします。

(取組の方向性)

A
都市景観の維持・形成

(基本的な取組)

A-①屋外広告物の管理

B
歴史・文化的背景の保全と活用

B-①指定文化財の適切な維持管理と有効活用

A 都市景観の維持・形成

1) 指標の評価結果

指標	基準年度の 状況	中間年度の 状況	実績	目標	評価結果
古賀市路上など 違反広告物追放 推進団体登録数	4団体 (H24)	5団体 (H29)	8団体 (R2)	8団体 (R5)	★★★

2) 令和2年度の実施

◆A-①屋外広告物の管理

◇違反広告物追放推進団体への簡易除却委託

ボランティア団体及び市の共働による違反広告物の簡易除却を行いました。また、新規に2団体、簡易除却ボランティア団体に認定しました。除却数は減少しており、違反広告物そのものが減少しているかどうか実態の把握が必要です。路上違反広告物の効果的な除却方法の再考が必要と思われます。



簡易除却した違反広告物

◇違反屋外広告物に対する適正管理・是正指導

未申請や未更新の屋外広告物の調査を行い、申請を促す通知を行いました。新基準の周知並びに既存不適格物件の新基準への適合確認を進める必要があります。引き続き、屋外広告物の適正管理を求めています。

3) 今後の取組

今後も、屋外広告物の適正な管理に関する指導を行うとともに、実態の把握を行っていきます。

B 歴史・文化的景観の保全と活用

1) 指標の評価結果

指標	基準年度の状況	中間年度の状況	実績	目標	評価結果
自然史・歴史講座の開催数	4回 (H24)	5回 (H29)	4回 (R2)	増加 (R5)	★★☆

2) 令和2年度の実施

◆B-①指定文化財の適切な維持管理と有効活用

◇古賀市固有の歴史・文化の保全と継承についての啓発

地域にある歴史的・文化的財産を活用し、保全について啓発するため、一般市民を対象として、文化財や史跡の探訪、講演会、体験学習を行う「自然史・歴史講座」を開催しました。9月と10月に開催した現地学習「アフガンに生きる先人の技術～江戸時代の水利技術を学ぶ～」では、古賀市薦野（清瀧）の仕掛け水、朝倉市の山田井堰・三連水車などを見学し、歴史や歴史的遺産の維持・活用について学びを深めました。今後も、歴史的文化遺産の保全について啓発を継続するとともに、周囲の自然環境に配慮しながら遺跡の調査・保存・整備について行っていきます。



自然史・歴史講座
「アフガンに生きる先人の技術
～江戸時代の水利技術を学ぶ～」

3) 今後の取組

文化財や史跡の探訪、講話等を通じた歴史的遺産の保全について、啓発を行うとともに、遺跡の調査・保存・整備については、周囲の自然環境に配慮しながら行っていきます。

(4) 地球環境：「低炭素」社会の構築

-省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入などを進め、地球温暖化対策を推進する低炭素型のまちをめざします-

地球温暖化問題は、私たち地球に住むものにとって避けて通ることのできない最重要課題の一つです。地球温暖化の要因となる二酸化炭素は、私たちの生活を支えるエネルギー源である化石燃料の燃焼によって発生します。省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入などを進め、地球温暖化対策を推進する低炭素型のまちをめざします。

(取組の方向性)

(基本的な取組)

A

古賀市地球温暖化対策実行計画
(区域施策編)の推進

A-①再生可能エネルギー導入と省エネルギー普及の促進

A-②家庭でできる省エネルギー行動の効果検証

A-③事業者への環境マネジメントシステム導入の促進

B

古賀市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)の推進

B-①公共施設における再生可能エネルギー導入の推進

B-②公共施設から排出される温室効果ガスの削減

A 古賀市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の推進

1) 指標の評価結果

指標	基準年度の 状況	中間年度の 状況	実績	目標	評価結果
太陽光発電設備 設置件数	1,055件 (H24)	2,013件 (H29)	2,356件 (R2)	増加 (R5)	★★★
二酸化炭素 総排出量の 削減割合(※)	398千t-CO ₂ (H21)	2%増加 407千t-CO ₂ (H27)	17%削減 329千t-CO ₂ (H30)	3%削減 386千t-CO ₂ (R5)	★★★
うちエコ診断 受診世帯	0世帯 (H24)	239世帯 (H29)	293世帯 (R2)	500世帯 (R5)	★★☆
事業者の マネジメントシステム 導入数	12事業所 (H24)	15事業所 (H29)	11事業所 (R2)	増加 (R5)	★☆☆

※二酸化炭素総排出量の削減割合については、国又は県の公表データを用いて推計するため、平成30年度分の数値が直近の実績となります。

2) 令和2年度の実施

◆A-①再生可能エネルギー導入と省エネルギー普及の促進

◇省エネルギー機器の普及促進/省エネルギー住宅に関する情報提供

企業を対象とする省エネルギーに関するセミナーや補助について、古賀市ホームページを使い、周知啓発を行いました。今後も、多くの皆さんに様々な情報が伝わるよう、パネル展示やホームページなどを活用して周知啓発をしていきます。

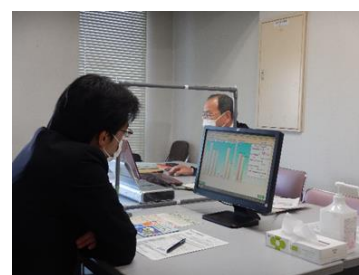
◇再生可能エネルギー等導入の推進

再生可能エネルギー等導入の推進のため、国や県の動向を注視し、説明会等で情報収集に努めました。

◆A-②家庭でできる省エネルギー行動の効果検証

◇「うちエコ診断」の実施/運輸部門の省エネ対策を推進

家庭にあった省エネ方法をアドバイスする「うちエコ診断」を、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、職員等を対象として市役所内で行いました。その際に、今後オンラインで行うための試行も行った結果、オンラインによる「うちエコ診断」に問題がないことが検証できました。多くの市民に様々な情報が伝わるよう、環境課SNSやオンラインでの「うちエコ診断」などを活用し、周知啓発をしていきます。



うちエコ診断

◇「エコファミリー」への登録推進

令和2年3月より、スマートフォン用アプリ「ふくおかエコファミリー応援アプリ(エコふぁみ)」がリリースされ、それによりエコファミリーへ登録ができるようになったため、アプリの周知に重点を置いて、啓発しました。古賀市では、「#古賀エール飯(めし) de エコ上手(うま)」と題し、「#古賀エール飯」エントリー店舗で、マイバッグの利用や割りばしの辞退など、少しでもエコなテイクアウトやデリバリー(= #古賀エコエール飯)をされた皆さんに、ふくおかエコファミリー応援アプリ「エコふぁみ」のポイントを付与する取組を行い、エコふぁみの登録者増に繋げることができました。

◇「市民アンケート」に基づく効果の検証

市民アンケートの結果は、啓発や事業を行う際の参考としました。市民の意識が低い項目等を重点的に啓発や事業を行っていく必要があることから、事業を行う際には市民アンケートを活用していきます。

◆A-③事業者への環境マネジメントシステム導入の促進

◇環境マネジメントシステムの導入に向けた事業紹介

環境マネジメントシステムの導入に向けて実施されている国や県のセミナーや説明会、相談会などについて、市ホームページで情報提供を行いました。国や県の制度や事業の情報収集を引き続き行い、事業者へ環境マネジメントシステムの導入を促すための情報提供を行っていきます。

4. 環境目標ごとの進捗状況

◇国・県等の情報を収集

国や県が行う説明会等を通じて、省エネや環境マネジメントシステムなどの情報収集に努めました。中小事業者も含めて、環境マネジメントシステム導入を推進していく必要があることから、活用しやすい制度について情報収集し、事業者へ情報発信をしていきます。

◇「事業者アンケート」に基づく効果の検証

事業者アンケートの結果は、今後の事業を検討するための参考としました。事業者の意識や要望等を参考に今後の事業を検討していく必要があることから、事業を検討する際には事業者アンケートを活用していきます。

3) 今後の取組

市の特性にあった再生可能エネルギー設備やシステムの導入についての情報収集及び検討を継続していくとともに、再生可能エネルギーの導入促進のための啓発、省エネルギー機器や省エネルギー住宅に関する情報提供を行うことで、日常生活における省エネルギー行動の促進をめざします。また、後期実施計画策定時に実施したアンケート調査結果を参考に、今後の事業の検討を行っていきます。

B 古賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進

1) 指標の評価結果

指標	基準年度の状況	中間年度の状況	実績	目標	評価結果
公共施設の再生可能エネルギー導入施設数	4 施設 (H24)	6 施設 (H29)	6 施設 (R2)	増加 (R5)	★★★
古賀市の公共施設における温室効果ガス排出量の削減割合	9,339.46t-CO ₂ (H25)	14%削減 8,003.91t-CO ₂ (H29)	40.6%削減 5,542.95t-CO ₂ (R2)	24%削減 7,107.34 t-CO ₂ (R5)	★★★
グリーン購入の調達率(※)	88% (H24)	99.90% (H29)	99.95% (R2)	100% (R5)	★★☆

※グリーン購入の調達率については、62～63 ページ参照。

2) 令和2年度の取組

◆B-①公共施設における再生可能エネルギー導入の推進

◇公共施設への再生可能エネルギー導入可能性調査の実施の検討

公共施設への再生可能エネルギー導入のため、国や県の動向を注視し、説明会等での情報収集に努めました。

◇再生可能エネルギー設備の導入を検討

水再生センターにおける消化ガス発電の事業化に向けた検証において、当初、想定していたガス発生量まで至っていないため、現状では事業化は困難となっています。消化タンクの経年劣化による消化性能の低下が要因と考えられるため、消化タンク等の改築更新時に改めて検証を行います。

4. 環境目標ごとの進捗状況

◆B-②公共施設から排出される温室効果ガスの削減

◇職員の日常業務に関する取組の推進

夏期・冬期・通年で行う職員の省エネ・節電の取組について、職員への周知啓発を行い、夏の軽装(5～10月)、冷房28度・暖房20度設定、不要な照明の消灯などを行いました。今後も継続して取り組んでいきます。日常業務に新たに取り入れることのできる取組について検討していきます。



公共施設の取組掲示

◇小中学校普通教室等へのエアコン設置に係る高効率機器の導入推進

全小中学校の各教室を対象に、高効率のエアコン機器とあわせて、電気の使用を過度に集中させないデマンド制御や切り忘れ防止のための自動停止機能等を備えた集中管理システムを導入しました。令和2年夏からの供用開始にあたっては、運転基準や温度設定等を定めた「運用ガイドライン」に沿って、全校で省エネを意識した統一的な運用を進めています。



教室のエアコンと集中管理システム

◇公共施設から排出される温室効果ガスの削減に間接的に寄与する取組の推進

「省エネ・節電」や「グリーン購入」の取組について説明を行い、グリーン購入やごみの分別、印刷時の裏紙使用を積極的に行いました。公共施設から排出される温室効果ガスの削減に間接的に寄与する新たな取組について検討していきます。また、環境省の支援を受け、基本方針等の見直しを行い、「古賀市グリーン購入基本方針」を改訂し、「令和3年度古賀市グリーン購入ガイドライン(古賀市グリーン購入調達方針)」を作成しました。

◇設備機器の保守・省エネ運転に関する取組の推進

施設運用マニュアルの活用、施設管理者に設備機器の保守点検・管理を委託し記録をしています。また、エコチューニング等の省エネ運転に努めました。施設運用マニュアルの運用ができていない部署もあることから、各部署に設置している「環境推進員」を対象とした説明会等での周知を図っていきます。

◇設備機器の更新に関する取組の推進

耐用年数や劣化状況を考慮し順次入れ替えを行っています。設備機器の更新に関する補助金等の情報収集の継続や、エネ診断の活用により、設備機器の更新時期や劣化状況等を勘案した高効率な設備機器への改修・更新を検討していきます。

3) 今後の取組

古賀市の特性にあった再生可能エネルギー等の設備やシステム導入についての調査研究を行っていくとともに、引き続き、公共施設から排出される温室効果ガスの削減を図るため、職員の日常業務に関する取組、設備機器の保守・省エネ運転に関する取組、設備機器の更新に関する取組、グリーン購入などの温室効果ガスの削減に間接的に寄与する取組を進めていきます。また、これらの取組を市が積極的に行うことで、市民や事業者の自主的・積極的な行動の促進をめざします。

4) 古賀市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に係る資料

「5. 古賀市カーボン・マネジメントシステム(CMS)」(58～63 ページ)に記載しています。

4. 環境目標ごとの進捗状況

(5) 資源循環：「循環」型社会の構築

- ごみの減量、資源の循環を進め、循環型のまちをめざします -

地球上の資源には限りがあります。限りある資源を有効に活用するため、ごみの減量、資源循環を進め、循環型のまちをめざします。

(取組の方向性)

(基本的な取組)

A ごみの減量と資源化対策	A-①生ごみを減量するための啓発促進（家庭系ごみ）
	A-②資源化率を上げるための分別の推進（家庭系ごみ）
	A-③ごみの減量と資源化に関する啓発や情報提供（事業系ごみ）
	A-④資源化率向上のための取組（事業系ごみ）

A ごみの減量と資源化対策

1) 指標の評価結果

指標	基準年度の状況	中間年度の状況	実績	目標	評価結果
1人1日当たりの家庭ごみ処理量	410g (H26)	401g (H29)	421g (R2)	405g (R5)	★☆☆
資源化率	17.3% (H26)	15.1% (H29)	13.8% (R2)	17.5% (R5)	★☆☆
事業所のごみ処理量 (1人1日当たり換算)	350g (H26)	383g (H29)	355g (R2)	346g (R5)	★☆☆

※資源化率とは、ごみ総排出量に占めるリサイクル総量の割合を示す数値です。

《参考：福岡県「令和2年版環境白書」》

	1人当たり排出量	再生利用率
ごみ処理状況	943g/日(R1)	22.1%(R1)

※令和元年度数値は速報値。

※再生利用率＝(集団回収量＋直接資源化＋中間処理後再生利用量)/ごみ総排出量×100%

2) 令和2年度の実施

◆A-①生ごみを減量するための啓発促進(家庭系ごみ)

◇啓発促進のための情報収集と情報提供・発信

親子を対象としたダンボールコンポスト講座を実施しました(全1回:参加組数11組)。生ごみを減量する方法として、費用負担も少なく実行できる方法のため、今後も年間を通じて啓発を行っていきます。また、広報こが連載記事の内容拡充を図り、情報提供・発信に努めるとともに、「まつり古賀」や市役所での展示の実施や、丁寧でわかりやすい情報発信手法を検討していきます。



ダンボールコンポスト講座

◇水切りやマイバッグ利用等の啓発

「環境衛生週間」における啓発パネル展示を行いました。また、広報こが10月号にてマイクロプラスチックの特集記事を掲載し情報発信を行いました。令和2年7月からのレジ袋有料化により、マイバッグ持参率(保有率)の高まりが推察されることから、実態調査をどのように行うのが今後の課題となります。

◇生ごみ処理機器等の活用促進のための周知啓発

「生ごみ処理機器購入補助制度」については、ホームページや家庭ごみの出し方パンフレットで周知を行い、補助金を20件交付しました。外出自粛により、問合せ件数も令和2年8月以降は増加しました。一時的な利用とならないよう、「生ごみ処理機器購入費補助制度」を利用した市民へは、利用状況のアンケートの実施を継続し、使用状況の把握に努めていきます。また、生ごみ処理機器等の活用促進のため、より効果的な情報発信内容を検討し、広報こがや市ホームページへの掲載、展示用パネルの作成等での情報発信の機会を増やしていきます。

◇食品ロス削減の周知啓発

「環境衛生週間」における啓発パネル展示を行いました。また、広報こが1月号に記事を掲載し、情報発信を行いました。今後は、出前講座の実施や広報こが記事掲載のほか、食品ロス削減に効果的な啓発を継続していくとともに、SNSの活用など、時勢に応じた啓発方法も実施していきます。

◆A-②資源化率を上げるための分別の推進(家庭系ごみ)

◇分別品目等の検討

古賀清掃工場及び構成市町(古賀市・福津市・新宮町)での分別品目等の検討や、国の認定業者と提携してインクカートリッジやパソコン、小型充電式電池(リチウムイオン電池)の無料回収などの取組を行っています。令和2年10月より市役所駐車場で分別収集を、11月より家庭から出る剪定枝のリサイクルを開始しました。今後も古賀清掃工場及び構成市町(古賀市・福津市・新宮町)の担当者会議で分別品目の内容についての検討を行います。



市役所駐車場で分別収集

◇分別状況の把握

分別収集が適切に行われていない地域については、収集会場で分別について説明を行いました。また、市役所駐車場で分別収集開始を受け、市民への説明をしながら会場運営を行いました。今後も、分別収集会場で現状確認や組長会へ出向いての説明や、意見交換を引き続き行うとともに、「古賀市環境組合（代表区長会）」の限られたメンバーのみならず、区長会において意見交換・情報交換会を行うなど、分別に関する現況の把握に努めていきます。令和3年度には、「古賀市環境組合（代表区長会）」の事業として、「分別収集困りごと講座」を実施する予定です。

◇リサイクル情報の収集

新たなリサイクル品目についての情報収集を随時行いました。家庭から出る可燃性粗大ごみや埋立処分されるものは資源化されないため、今後の検討課題となります。

◇分別収集の啓発

令和2年12月にパソコンの無料回収のチラシ、令和3年3月に分別収集の日程表を記載した「ごみ収集カレンダー」と「家庭ごみの出し方パンフレット」を作成し、全戸配布を行いました。「家庭ごみの出し方パンフレット」にはごみ減量の啓発（4R）とよくある質問を掲載しました。今後、出前講座の実施、分別収集会場や組長会での分別収集等についての説明を継続して行うとともに、「家庭ごみの出し方パンフレット」を基に分別推進に努めます。また、分別品目に変更が生じた際には、市民にわかりやすく、丁寧な説明を行っていきます。

◆A-③ごみの減量と資源化に関する啓発や情報提供（事業系ごみ）

◇優良事業所の認定・表彰

ごみの適正処理・減量・資源化に積極的に取り組んでいる事業所を、申請に基づいて「ごみ減量化推進優良事業所」として認定をしています。令和2年8月に1事業所の認定を行いました。制度開始より認定事業所は1事業所となりましたが、制度の更なる周知を図る必要があるため、市ホームページや広報こが等による周知のほか、事業所訪問時に説明を行っています。また、「ごみ減量化推進優良事業所」を引き続き認定するとともに、取組が顕著な事業所に対して表彰を行い、資源化率の向上につなげていきます。



優良事業所認定証の授与

◇指導及び啓発のための事業所訪問/分別に対する意識の把握

多量排出事業所を中心に、14箇所の事業所を訪問し、ごみの減量と資源化に関する指導及び啓発を行いました。事業所訪問により得られた回答から、どの程度のごみ減量が達成できたのかの追跡調査が今後の課題であり、さらに分別を進めていくため、情報提供を行っています。

◇事業所訪問の実施、情報発信・啓発強化

多量排出事業者を中心に、14箇所の事業所を訪問し、ごみの減量と資源化に関する指導及び啓発を行いました。今後は啓発にとどまらず、企業から新しい資源循環の相談を受け支援できるような体制を整えていきます。

◆A-④資源化率向上のための取組（事業系ごみ）

◇事業系廃棄物 3R 推進事業

市内の事業所を訪問し、現在のごみ排出状況の確認をするとともに、事業所でできる3R 活動について啓発を行いました。今後も事業者への資源ごみの分別徹底を促すとともに、自主的な資源化の取組についての支援を検討していきます。

◇新たな資源化ルートの構築

市内の事業所を訪問し、現在のごみ排出状況を確認するとともに、資源化率向上のため、古紙類・食品残渣等の積極的な資源化をお願いしました。今後も、事業所訪問は継続し、事業系一般廃棄物の処理実態について調査していきます。古紙類や食品残渣については、新たな資源化ルートも含めて検討していきます。

3) 今後の取組

家庭から出る生ごみ減量のため、生ごみ減量に関する啓発が形骸化することがないように検証を行い、生ごみ処理機器の活用促進などの啓発とともに、近年大きな問題になっている食品ロスについても、削減できるように市民への啓発を行っていきます。また、家庭系ごみの資源化率を上げるため、継続的に広報こがや市ホームページを活用した情報発信を行うとともに、「家庭ごみの出し方パンフレット」の内容の見直しなどを行います。分別品目等についての検討も引き続き行っていきます。

事業系ごみの減量と資源化については、ごみ処理と資源化に関する啓発と情報提供を行うとともに、継続的に適正な排出・処理の指導等を実施していきます。また、事業者に対し資源ごみの分別の徹底を促すとともに、自主的な資源化の取組についての支援を検討していきます。

4) 廃棄物及びリサイクルに係る資料

ア ごみ処理の現状

平成26年度に策定した「第2次ごみ処理基本計画」を平成31年3月に改訂し、「家庭系ごみ（1人1日当たり）の処理量の削減」と「事業所のごみ処理量（1人1日当たり換算）の削減」、「資源化率の向上」を目標に、ごみの排出量の増加を抑制しながら、資源化を推進しています。

家庭系ごみ（1人1日当たり）の処理量については、前年度に比べて増加しています。可燃性粗大ごみの搬入や不燃物の搬入、資源回収ボックスの回収量が増加しており、これらは在宅時間が増えたことによる影響と考えられます。今後は長期的な視点でごみになる物を家庭に持ち込まないようにする啓発を実施する必要があります。

なお、資源化率については、前年度に比べて低下しており、資源ごみの回収量は増加したものの、可燃性粗大ごみ及び不燃物の搬入の増加は資源化率を低下させる要因となりました。

今後もごみ処理量の削減と資源化率向上のため先進地の調査研究や、新たな技術の情報収集に努めています。

4. 環境目標ごとの進捗状況

表 18 ごみ処理の現状

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
A	ごみ総排出量 (t)	20,258	19,764	19,488	19,804	19,608
B	うち 家庭系ごみ総排出量	11,695	11,562	11,661	11,873	11,890
C	リサイクル総量 (t)	3,057	2,979	2,887	2,838	2,711
D	ごみ処理量 (A - C) (t)	17,201	16,785	16,601	16,966	16,897
E	人口(人)	58,433	58,673	58,993	59,444	59,694
F	1人1日あたりのごみ処理量 (g) (家庭系 + 事業系) (D ÷ E ÷ 365日)	806	784	771	782	776
G	1人1日あたりの家庭系ごみ処理量 (g) ((B - C) ÷ E ÷ 365日)	405	401	407	416	421
H	事業所のごみ処理量 (g) (1人1日当たり換算) (F - G)	401	383	364	366	355
	資源化率 (%) (C ÷ A × 100)	15	15.1	14.8	14.3	13.8

※人口については、各年度9月末日時点の住民基本台帳を使用している。

※A:ごみ総排出量 = 家庭系ごみ量(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ) + 事業系ごみ(可燃ごみ、不燃ごみ) + 直接搬入ごみ量 + 集団回収量 + 浄化槽・脱水污泥量

※:リサイクル総量 = 資源化総量(古賀清掃工場) + 集団回収量(古紙類・剪定枝等)

(資源化総量 = 焼却施設残渣資源化量 + リサイクルプラザ資源化量 + リサイクルプラザ直接資源化量)

※各数値の小数点以下を四捨五入しているため、内訳と合計値の間で±1の誤差が生じる場合がある。

(資料：環境課)

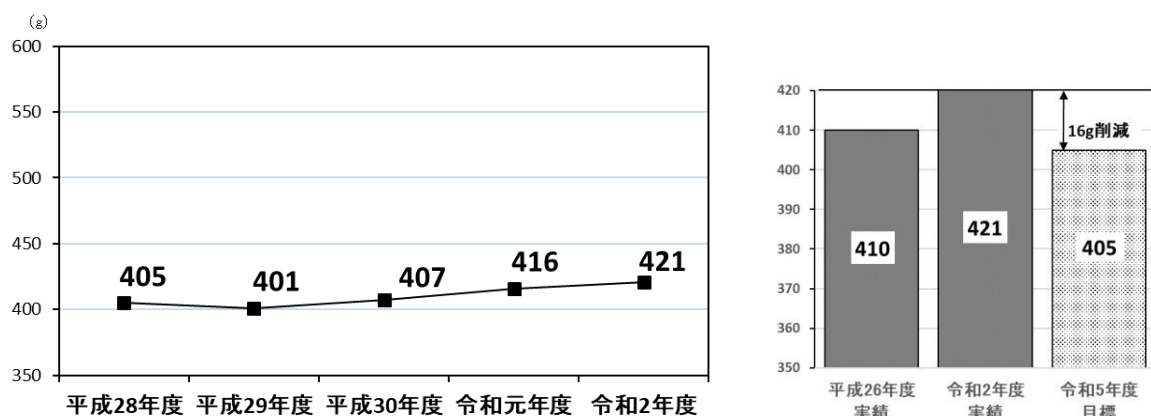


図 8 1人1日あたりの家庭系ごみ処理量の推移と目標値

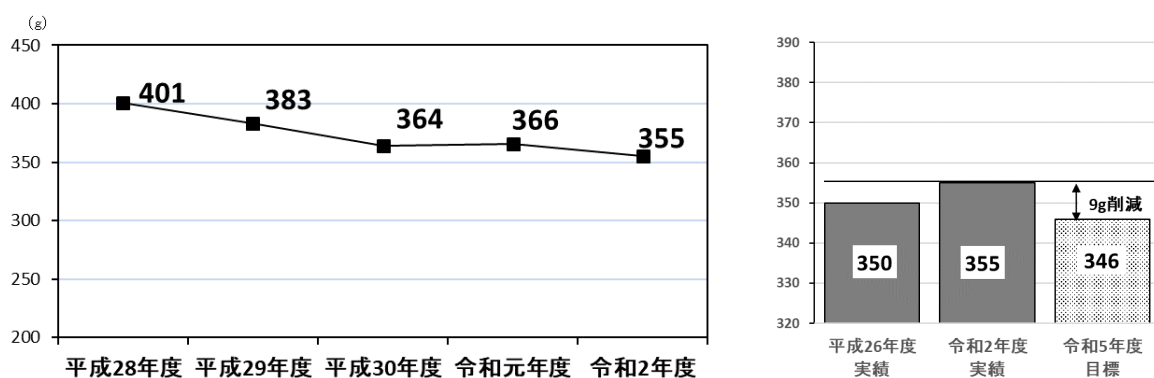


図 9 事業所のごみ処理量 (g) (1人1日当たり換算)の推移と目標値

4. 環境目標ごとの進捗状況

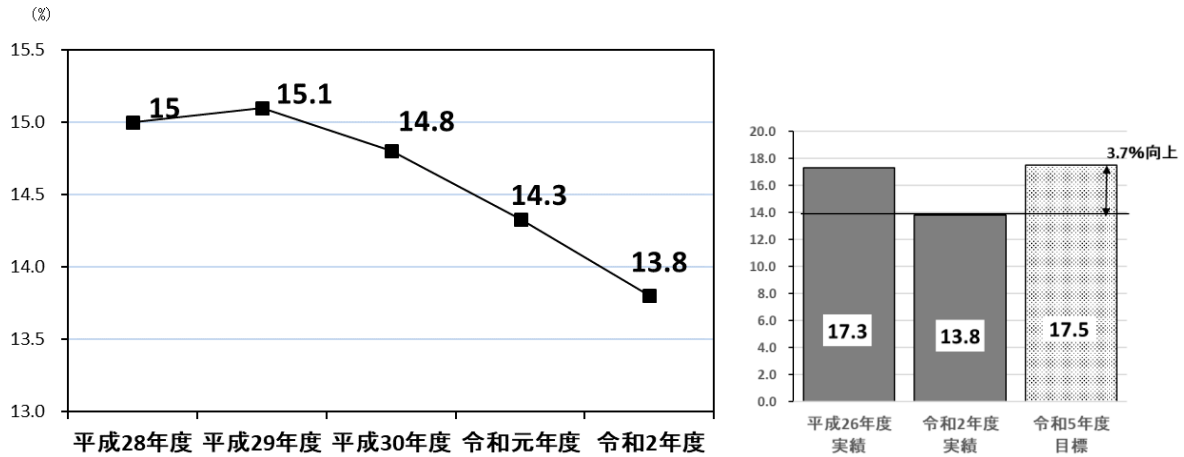


図 10 資源化率の推移と目標値

イ 一般廃棄物の排出抑制のための方策

◆生ごみ減量対策

家庭から出る生ごみの減量化を推進するため、家庭用生ごみ処理機器の購入費用の一部を補助する（生ごみ処理機器購入費補助金制度）。

◆再資源化対策

①地域別分別収集

資源としてリサイクルできるものを地域別分別収集会場において月1回の分別収集を実施する。

②分別収集特設会場

エコロの森（玄界環境組合立古賀清掃工場）において、月3回の指定日に実施している分別収集特設会場だが、資源ごみ回収の機会を増やすため、新たに令和2年10月より指定日に市役所正面駐車場にも特設会場の設置を行う。エコロの森会場においては、併せて古紙回収も行う。

③古紙回収倉庫

市内4箇所に設置している回収倉庫において、古紙の回収を行う。

④資源回収ボックス

市内22箇所に設置している回収ボックスにおいて、紙パック・プラスチック製容器包装・ペットボトルの回収を行う。

⑤古紙類集団回収奨励金交付制度

古紙類の集団回収により資源化に寄与する地域団体等に対し、その回収量に応じ、奨励金を交付する。

⑥廃食用油の回収

古賀市役所環境課窓口・隣保館（ひだまり館）・千鳥苑・ししぶ児童センター窓口において、廃食用油の回収を実施する。

⑦小型家電回収ボックス

市内7箇所に設置している回収ボックスにおいて、小型家電の回収を実施する。

⑧剪定枝再生利用促進

家庭から出る剪定枝の再生利用促進のため、令和2年11月より、民間事業者施設（㈱林田産業 グリーンリサイクルセンター）への個人搬入を推進する。

⑨小型充電式電池回収ボックス

古賀市役所環境課に設置している回収ボックスに小型充電式電池を回収する。

⑩使用済みインクカートリッジ回収ボックス

市内3箇所に設置している回収ボックスにおいて、使用済みインクカートリッジの回収を実施する。

①家庭用パソコン及び小型家電の宅配回収

リネットジャパンリサイクル株式会社との協定により、宅配便にて行うパソコン及び小型家電の回収を実施する。

◆事業系ごみ対策

①事業系一般廃棄物の適正処理

事業系一般廃棄物の適正排出及び適正な手数料負担について、市は継続して推進するとともに、事業者及び一般廃棄物許可業者が関連法令及び市の計画等に従い廃棄物の適正な排出及び処理を行うよう指導する。

②多量排出事業者に対する啓発・指導

事業系一般廃棄物の多量排出事業者等に対して、廃棄物管理責任者の選任と事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書の作成、提出を義務づける。

③事業所訪問

事業所から排出されるごみの適正処理・減量・資源化の指導をする。また、優良事業所認定のための情報収集を行う。

◆ごみ減量・リサイクルに関する普及啓発

①広報誌等による情報発信

ごみの分け方・出し方及びごみ減量・リサイクル等に関する啓発を広報こが・市ホームページ等で、情報を発信し、ごみ減量意識の向上を図る。

②出前講座の実施

ごみの減量等に関して関心のある市民に対し情報を提供する。

③街頭啓発の実施

「まつり古賀」等の行事において、マイバッグ運動をはじめとした啓発を実施し、ごみ減量化・資源化を推進する。

④施設見学の推進

ごみの処理状況を直接見て体験することによってごみの減量や分別意識の向上につなげるために、ごみ処理施設の見学、体験学習を推進する。

◆収集体制

市民がごみの減量及び再生利用また分別に取り組むことにより、適正処理に努められるよう収集体制づくりを進める（収集における市民サービスの向上）。

◆不法処理防止

①不法投棄防止対策

不法投棄をなくすため、市民・事業者と一体となり、不法投棄されない環境づくりを進めるため、市民・事業者にもラルやマナーの向上をめざし、啓発・指導を強化する。

②野外焼却の防止

法律で禁止されている野外焼却を防止するために、関係機関と連携し、市民・事業者への啓発・指導を強化する。

◆清掃活動

①清掃活動支援

地域自治会清掃・ボランティア清掃等の自主的な美化運動を支援・促進する。

②市内清掃イベント

環境美化行動の日やラブアース・クリーンアップ等、市内一斉清掃イベントを実施し、市内の環境美化とごみに対する意識を高める。

4. 環境目標ごとの進捗状況

表 19 一般廃棄物の種類及び収集形態・搬入先について

種類及び分別の区分			収集形態 (収集回数)	収集運搬主体 (収集運搬を実施する者)	搬入先 (処理方法)				
ごみ	家庭系	可燃ごみ		戸別収集 (週 2 回)	委託業者 (古賀環美サービスセンター) (コスモス環境)	古賀清掃工場 (焼却)			
		粗大ごみ		戸別収集 (毎月指定日 (有料))		古賀清掃工場 (焼却、再資源化) ※陶磁器のみ 古賀市不燃物埋立地 (埋立)			
		資源ごみ	びん	拠点収集 (月 1 回 (地域)) (月 3 回 (エコの森)) (指定日 (市役所駐車場))			委託業者 (古賀環美サービスセンター) (コスモス環境)	古賀清掃工場 (焼却、再資源化) ※陶磁器のみ 古賀市不燃物埋立地 (埋立)	
			ガラス						
			飲料缶						
			金属混合物						
			蛍光灯						
			乾電池						
			ペットボトル						
			プラスチック製容器包装						
			梱包材						
			紙パック						
			陶磁器						
			スプレー缶						
			古紙		拠点収集 (その都度)	再生業者 JBRC 指定運搬業者 日本郵便			再生資源化施設 (再資源化)
			廃食用油						
		小型充電式電池							
		使用済みインクカートリッジ							
			剪定枝等	拠点収集 (受入れ可能日時)	—	(株)林田産業 グリーンサイクルセンター (再資源化)			
			特定家庭用機器	—	引取義務店・協力店または 許可業者	指定引取場所			
		パソコン	—	指定運搬業者	再生資源化施設 (再資源化)				
		不燃物 (陶磁器等)	—	—	古賀市不燃物埋立地 (埋立)				
	事業系	可燃ごみ	個別収集 (その都度) ※1	許可業者 (古賀環美サービスセンター)	古賀清掃工場 (焼却、再資源化)				
		不燃ごみ			古賀市不燃物埋立地 (埋立て)				
		集団回収	集団回収団体が収集 (その都度)	—	再生資源化施設 (再資源化)				
その他	し尿	戸別収集 (月 2 回)	許可業者 (古賀衛生工業) (コスモス環境) (環境開発工業)	古賀市海津木苑					
	浄化槽汚泥	戸別収集 (その都度) ※2							
	し渣・し尿汚泥	-	委託業者	古賀清掃工場 (焼却)					
	小動物死体	戸別収集 (その都度)	許可業者 (古賀環美サービスセンター)	古賀清掃工場 (焼却)					

※1 事業者が古賀清掃工場に直接搬入するか、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に依頼する。

※2 浄化槽法の定めにより収集する。

(6) 環境意識と行動：「共働」の環の拡大

－自らが行動し、みんなで協力してよりよいまちをめざします－

環境保全活動を進めるためには、環境に関わる全ての人が自主的に活動に参加し、共働の環を広げる必要があります。自ら行動し、みんなで協力してよりよいまちをめざします。

(取組の方向性)

(基本的な取組)

A

環境保全に関わる個人・団体の
連携強化

A-①市・ぐりんぐりん古賀などの共働による環境保全活動の
推進

A-②市・ぐりんぐりん古賀を中心とした個人・団体との環づくり

B

環境保全活動に関する情報の提供
及び活動の推進

B-①環境保全活動に関する情報発信の強化

B-②市内の美化活動の推進

C

年齢層に応じた環境教育・学習の充実

C-①環境プログラムの作成と活用

C-②事業者向け環境教育の充実

C-③市民向け環境教育の充実

D

環境教育の担い手の育成、活動の推進

D-①古賀市版「環境カウンセラー」の登録制度確立と人材育成

D-②環境保全に関する交流の場づくり

A 環境保全に関わる個人・団体の連携強化

1) 指標の評価結果

指標	基準年度の 状況	中間年度の 状況	実績	目標	評価結果
ぐりんぐりん古賀 (古賀市環境市民会議) 個人会員・団体会員数	個人会員 36 名 (H24)	47 名 (H29)	35名 (R2)	100 名 (R5)	★☆☆
	団体会員 21 団体 (H24)	25 団体 (H29)	21 団体 (R2)	50 団体 (R5)	★★☆

2) 令和2年度の実績

◆A-①市・ぐりんぐりん古賀などの共働による環境保全活動の推進

◇環境体験講座の実施

令和2年10月及び令和3年3月には、「ぐりんぐりん古賀」の共働事業として、大根川クリーンネットが企画運営した「大根川一斉清掃」を実施しています。この一斉清掃には、それぞれ208名と307名の参加がありました。冬の野鳥観察会も開催しましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当初予定していた小・中学生対象ではなく、ぐりんぐりん古賀の会員を対象としての開催となりました。

◇古賀市グリーンカーテンの匠事業の実施

平成26年度以降、希望する小学校とグリーンカーテンの匠認定者と連携して、グリーンカーテンの育成を軸に地球温暖化について学ぶ授業を実施してきましたが、令和元年度には、市内にある8校全ての小学校で、授業を行い、グリーンカーテンの効果や地産地消、旬、COOL CHOICEなど、地球温暖化に関わる様々なことを学べる内容としました。また、小学校を対象とした授業以外にも市民を対象とした講座を行いました（全4回：参加者数101人）。令和3年度も引き続き市内全小学校でグリーンカーテンの育成を軸に地球環境を学ぶ授業を行っています。



小学校での授業の様子

◆A-②市・ぐりんぐりん古賀を中心とした個人・団体との環づくり

◇市民活動支援センターと連携した情報提供による会員の勧誘

つながりひろば（市民活動支援センター）の FacebookやInstagramを活用し、市民活動団体の活動内容やイベントに関する情報発信を行うことで、参加を広く呼び掛けました。また、イベント等情報告知の掲示板や団体紹介カードを常時掲示し、情報発信に努めました。実際に会員の勧誘にまでつなげるためには、情報提供以外の取組も併せて行うことが必要と考えています。

◇啓発物品の作成、配布

「まつり古賀」や「ぐりんぐりんフェスタ」、その他各種イベントにおいて、「ぐりんぐりん古賀」の啓発チラシやクリアファイルを使用した会員募集活動を実施しました。幅広い年齢層で活用してもらえるクリアファイルは啓発活動に有効であることから、クリアファイルを活用した啓発活動を継続していきます。

◇ホームページ等の充実

令和2年4月から令和3年2月末までの間に14件の記事をアップ、昨年と同様安定したアクセス数が見られます。「ぐりんぐりん古賀」ホームページの構成について、さらに検討を重ね、閲覧者の必要な情報が容易に得られるように改善していきます。

4. 環境目標ごとの進捗状況

◇各種行事における会員募集活動の実施

「ぐりんぐりんフェスタ」、その他各種イベントにおいて、「ぐりんぐりん古賀」活動紹介、会員募集チラシやクリアファイルを活用した会員募集活動を実施しました。「ぐりんぐりん古賀」の活動充実に会員の増加は欠かせないため、各種行事における会員募集活動の継続と募集方法の検討、参加しやすいようなイベントの告知を心がけていきます。

◇年次報告書の作成

「ぐりんぐりん古賀」の活動報告書を作成し、市役所、図書館など市内の公共施設等に配架しました。また、リーパスプラザを会場にした「ぐりんぐりんフェスタ」にて、活動報告のパネル展示を行いました。活動報告書や活動パネル展示をより多くの人に見て知ってもらうため、配架場所、開催場所、開催日時等を検討します。

3) 今後の取組

共働による環境保全活動の推進については、環境のネットワーク組織である「ぐりんぐりん古賀」を中心に会員独自の事業をはじめ、学校などと連携することで、環境教育を推進し、生物多様性の保全や3Rの推進など、活動分野の拡大、継続性のある活動の展開を図ります。

個人と団体との環づくりについては、市民活動支援センターを活用した、「ぐりんぐりん古賀」への勧誘活動を行うとともに、各種事業で会員勧誘を行い、さらなる市民活動の環を広げます。また、「ぐりんぐりん古賀」ホームページや啓発物品を使い活動をPRするとともに、活動の報告書を市内各所に配架することにより、インターネットに馴染みがない世代に対しても周知を図ります。

B 環境保全活動に関する情報の提供及び活動の推進

1) 指標の評価結果

指標	基準年度の状況	中間年度の状況	実績	目標	評価結果
環境保全活動に関する実行度	55% (H24)	33% (H29)	次期計画策定時に 市民アンケート調査を 実施予定	70% (R5)	—
古賀市の美化活動へ 対する参加の意向	40% (H24)	79% (H29)	次期計画策定時に 市民アンケート調査を 実施予定	76% (R5)	—
アダプトプログラム 登録数	34 団体 (H24)	30 団体 (H29)	32 団体 (R2)	50 団体 (R5)	★★★

2) 令和2年度を取組

◆B-①環境保全活動に関する情報発信の強化

◇市民活動支援センター情報誌等への掲載

つながりひろば(市民活動支援センター)において、団体紹介カードや団体紹介スライドショーを常時掲示し、一斉清掃などのイベント案内についても掲示板にて周知するなど、情報発信に努めました。また、令和2年12月1日から1ヶ月間、つながりひろば前掲示板で、令和3年1月9日から22日までの間、リーパスプラザこがフォーラムで団体紹介のパネル展示を行いました。引き続き、登録団体へ働きかけ、より多くの情報を収集し、効果的な方法で発信していきます。

◇公共施設や周辺施設への掲示、周知

「ぐりんぐりん古賀」が主催する各種事業に関する情報を広報こがへ掲載しました。これまでの周知活動は継続するとともに、効果的な情報発信の方法の検討をします。

◆B-②市内の美化活動の推進

◇環境活動に関する情報提供及び活動推進

「ラブアース・クリーンアップ 2020」は中止となりましたが、海洋プラスチック問題の社会的な関心の高まりにより、自主的にボランティア活動に取り組む市民は増加しています。令和2年10月及び令和3年3月には、「ぐりんぐりん古賀」の共働事業として、大根川クリーンネットが企画運営した「大根川一斉清掃」が実施されました。また、行政区協力の下、秋(10~11月)に実施した道路等の除草作業を行う道路環境美化など、様々な環境美化活動が行われました。

市では、ボランティアでゴミ拾いをしている個人やグループへゴミ袋を配布し、ゴミの回収をしており、今後も市民の積極的な参加のきっかけとなるよう、清掃活動等の環境活動についての情報提供や広報こが等の周知活動を継続して実施していきます。



大根川一斉清掃

◇環境活動に関わる個人・団体の連携強化

市民、ボランティア団体、事業者などの多様な主体が会員となって活動している「ぐりんぐりん古賀」会員間の交流会を例年行っていましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年度は開催できませんでした。団体等に所属していない人たちの参加をどのようにしていくか等、多種多様な主体が交流できる場作りを検討していきます。また、ラブアース・クリーンアップについては、より多くの市民が関わることができるよう、実行委員会のあり方を検討していきます。

◇「古賀市アダプトプログラム」に関する周知啓発

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、事業活動は縮小の傾向にあり、活動回数は減少しました。海洋プラスチック問題への関心の高まりから、海岸部を清掃したいという団体の問合せは3件ありましたが、合意締結には至りませんでした。今後も、登録団体の活動を支援するための情報提供や、登録団体が増加するような周知啓発に努めていきます。

3) 今後の取組

環境保全活動に関する情報発信の強化については、市民活動支援センターと連携した取組を継続していきます。また、市民や企業、地域、ボランティア団体などの様々な主体と協力、連携しながら市内の美化活動を推進していきます。

4. 環境目標ごとの進捗状況

C 年齢層に応じた環境教育・学習の充実

1) 指標の評価結果

指標	基準年度の状況	中間年度の状況	実績	目標	評価結果
環境教育プログラム実施数 (小学校実施分)	0 回 (H24)	9 回 (H29)	26回 (R2)	30 回/年 (R5)	★★☆
環境教育を実施する事業者数の割合	53% (H24)	26% (H29)	次期計画策定時に 市民アンケート調査を 実施予定	66% (R5)	—
市民講座の参加人数 (環境分野分)	8 人 (H29)	—	50人 (R2)	100 人 (R5 までの累計)	★★☆
海津木苑の出前講座数	4 回 (H29)	—	0 回 (R2)	8 回 (R5)	★☆☆

2) 令和2年度の実績

◆C-①環境プログラムの作成と活用

◇古賀市グリーンカーテンの匠事業の実施(小学校実施分)

市内小学校全校(8校)において、グリーンカーテンの育成を軸に地球環境を学ぶ授業を行いました。令和2年度からの新たな取組として、ダンボールコンポストを活用した資源循環の授業、地産地消や SDGs について学び、持続可能な社会づくりの担い手育成といった大きな視点での事業を展開しました。令和3年度も引き続き市内全小学校で事業を行っていきます。

◇講座内容を学校へ提示/「環境教育プログラム」の小中学校教育活動への展開

環境教育プログラムのひとつとして、「グリーンカーテンの匠事業」を市内小学校全校(8校)へ提案し、4年生を対象とした授業を、全小学校で実施しました。「グリーンカーテンの匠事業」のほか、生物多様性や動物愛護の授業の提案も行いましたが、実施には至りませんでした。授業のカリキュラムなどに合わせて活用しやすいプログラムの検討をしていきます。

◇現在提供中の環境講座の調査

過去のアンケート結果や、古賀市環境審議会及び古賀市版環境カウンセラー制度専門部会での検討事項も踏まえて、環境講座の情報収集を行いました。

◆C-②事業者向け環境教育の充実

◇古賀市版「環境カウンセラー」制度活用について提案

古賀市環境審議会、古賀市版環境カウンセラー制度専門部会において、古賀市版「環境カウンセラー制度」＝「古賀市環境人材バンク制度」の構築、実施に向けて協議を進め、市長に答申書を提出しました。令和3年度から運用が始まりますが、市民、学校、企業など各分野への制度の周知をいかにしていくかが課題となります。

◆C-③市民向け環境教育の充実

◇施設見学を通じた環境教育の充実

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、海津木苑の出前講座は実施できませんでした。今後も、これまでの出前講座のアンケート結果を参考に、内容を検証しつつ、さらに充実を図っていきます。

◇環境に関する講座の実施

古賀市はたらの会に講師を依頼し、古賀市の川に住む生きものを探す講座を実施しました。10歳未満から60歳まで多様な年代層の参加がありました。今後も、各年齢層に向けた、環境に関する講座を開催していきます。

3) 今後の取組

授業に活用できる「環境教育プログラム」を作成し、小中学校への教育活動を展開します。また、現在提供中の講座や活動を整理し、「ぐりんぐりん古賀」や学校と連携して「環境教育プログラム」の普及に取り組みます。

事業者向けの環境教育については、事業者のニーズを把握しながら、古賀市版「環境カウンセラー制度」＝「古賀市環境人材バンク制度」の活用に向けて検討を行っていきます。

市民向けの環境教育については、環境保全が社会全体に関わるものとして理解が深まるよう、必要な知識・技術・態度の獲得をめざした学習の情報や学習の機会を提供していきます。また、児童・生徒や市民の海津木苑への施設見学を受け入れ、生物（バクテリア）が水を浄化する仕組みを通して循環型社会の理解を深めていきます。

4. 環境目標ごとの進捗状況

D 環境の担い手の育成、活動の推進

1) 指標の評価結果

指標	基準年度の 状況	中間年度の 状況	実績	目標	評価結果
古賀市版「環境カウンセラー」の 登録数(※)	0人 (H24)	0人 (H29)	0人 (R2)	30人 (R5)	—
環境保全に関する 交流の回数	0回/年 (H24)	1回/年 (H29)	0回/年 (R2)	4回/年 (R5)	★★☆

※令和3年度から制度の運用を開始する。

2) 令和2年度の取組

◆D-①古賀市版「環境カウンセラー」の登録制度確立と人材育成

◇古賀市版「環境カウンセラー」制度の構築・運用/古賀市版「環境カウンセラー」制度活用について提案/古賀市版「環境カウンセラー」制度とニーズのマッチング作業

古賀市環境審議会、古賀市版環境カウンセラー制度専門部会において、古賀市版「環境カウンセラー制度」=「古賀市環境人材バンク制度」の構築、実施に向けて協議を進め、市長に答申書を提出しました。令和3年度から運用が始まりますが、市民、学校、企業など各分野への制度の周知をいかにしていくかが課題となります。



環境審議会から市長へ答申

◆D-②環境保全に関する交流の場づくり

◇意見交換のための交流の場づくり(先進事例についての調査研究/実施に向けた体制の構築)

例年、「ぐりんぐりん古賀」の総会後にぐりんぐりん古賀の会員交流会を行っていましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面開催となったので、会員交流会は行うことができませんでした。

今後は、より多くの市民、団体、事業所が意見を交える場づくりの検討を行い、環境に興味があっても参加できていない皆さんをいかに取り込んでいくかを検討していく必要があります。

3) 今後の取組

既存の人材を活用し、古賀市版「環境カウンセラー制度」=古賀市環境人材バンク制度を構築するとともに、地域・学校・事業者などのニーズとマッチングができるよう検討していきます。

また、環境全体の意見交換を行う交流の場づくりに関する先進事例について研究し、多様な主体が環境保全活動に参加、意見しやすい場づくりを検討します。

4. 環境目標ごとの進捗状況

(7)「指標と目標」の評価結果一覧

1) 自然環境

A 保全方針・戦略の策定と推進【11ページ】

指標	基準年度の 状況	中間年度の 状況	実績	目標	評価結果
重要地域の 保全箇所数	2箇所 (H30)	—	3箇所 (R2)	増加 (R5)	★★☆

B 森林の保全・農地の保全と活用(里地里山の保全)【13ページ】

指標	基準年度の 状況	中間年度の 状況	実績	目標	評価結果
コスモス広場の 組合員数	200人 (H24)	172人 (H29)	155人 (R2)	増加 (R5)	★★☆
市民農園数	3箇所 (H24)	4箇所 (H29)	4箇所 (R2)	5箇所 (R5)	★★☆
森林面積	1,120ha (H24)	1,119ha (H29)	1,132ha (R2)	現状維持 (R5)	★★★
認定農業者数	53人 (H24)	47人 (H29)	46人 (R2)	66人 (R5)	★★☆

C 人と自然とふれあう場の保全・創出【15ページ】

指標	基準年度の 状況	中間年度の 状況	実績	目標	評価結果
ビオトープを 活かした取組数	2回 (H24)	15回 (H29)	7回 (R2)	増加 (R5)	★★★
生物とふれあう場の 確保・創出に対する 満足度	17.6% (H24)	—	次期計画策定時に 市民アンケート調査を 実施予定	47.8% (R5)	—

2) 生活環境

A 大気環境その他の保全【17ページ】

指標	基準年度の 状況	中間年度の 状況	実績	目標	評価結果
生活環境苦情件数	73件 (H24)	92件 (H29)	69件 (R2)	20%減少 (R5)	★★☆
大気環境の保全に 関する満足度	21% (H24)	—	次期計画策定時に 市民アンケート調査を 実施予定	50% (R5)	—
道路交通騒音の 環境基準達成率	96% (H24)	96.6% (H29)	100% (R2)	100% (R5)	★★★

4. 環境目標ごとの進捗状況

B 水環境の保全【21ページ】

指標	基準年度の 状況	中間年度の 状況	実績	目標	評価結果
河川・海域における 水質の環境基準 達成度状況 (BOD75%値)	100% (H24)	91% (H29)	100% (R2)	100% (R5)	★★★
汚水処理人口 普及率	91% (H24)	94.7% (H29)	98.3% (R2)	100% (R5)	★★☆

C 近隣の環境保全【32ページ】

指標	基準年度の 状況	中間年度の 状況	実績	目標	評価結果
犬・猫に関する 相談件数	101件 (うち苦情:69件) (H29)	—	164件 (うち苦情:85件) (R2)	20%減少 (R5)	★☆☆

3) 都市環境

A 都市景観の維持・形成【33ページ】

指標	基準年度の 状況	中間年度の 状況	実績	目標	評価結果
古賀市路上など 違反広告物追放 推進団体登録数	4団体 (H24)	5団体 (H29)	8団体 (R2)	8団体 (R5)	★★★

B 歴史・文化的景観の保全と活用【34ページ】

指標	基準年度の 状況	中間年度の 状況	実績	目標	評価結果
自然史・歴史講座の 開催数	4回 (H24)	5回 (H29)	4回 (R2)	増加 (R5)	★★☆

4) 地球環境

A 古賀市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の推進【35ページ】

指標	基準年度の 状況	中間年度の 状況	実績	目標	評価結果
太陽光発電設備 設置件数	1,055件 (H24)	2,013件 (H29)	2,356件 (R2)	増加 (R5)	★★★
二酸化炭素 総排出量の 削減割合	398千t-CO ₂ (H21)	2%増加 407千t-CO ₂ (H27)	17%削減 329千t-CO ₂ (H30)	3%削減 386千t-CO ₂ (R5)	★★★
うちエコ診断 受診世帯	0世帯 (H24)	239世帯 (H29)	293世帯 (R2)	500世帯 (R5)	★★☆
事業者のマネジメン トシステム導入数	12事業所 (H24)	15事業所 (H29)	11事業所 (R2)	増加 (R5)	★☆☆

4. 環境目標ごとの進捗状況

B 古賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進【37ページ】

指標	基準年度の状況	中間年度の状況	実績	目標	評価結果
公共施設の再生可能エネルギー導入施設数	4施設 (H24)	6施設 (H29)	6施設 (R2)	増加 (R5)	★★★
古賀市の公共施設における温室効果ガス排出量の削減割合	9,339.46t-CO ₂ (H25)	14%削減 8,003.91t-CO ₂ (H29)	40.6%削減 5,542.95t-CO ₂ (R2)	24%削減 7,107.34t-CO ₂ (R5)	★★★
グリーン購入の調達率	88% (H24)	99.90% (H29)	99.95% (R2)	100% (R5)	★★☆

5) 資源循環

A ごみの減量と資源化対策【39ページ】

指標	基準年度の状況	中間年度の状況	実績	目標	評価結果
1人1日当たりの家庭ごみ処理量	410g (H26)	401g (H29)	421g (R2)	405g (R5)	★☆☆
資源化率	17.3% (H26)	15.1% (H29)	13.8% (R2)	17.5% (R5)	★☆☆
事業所のごみ処理量 (1人1日当たり換算)	350g (H26)	383g (H29)	355g (R2)	346g (R5)	★☆☆

6) 環境意識と行動

A 環境保全に関わる個人・団体の連携強化【47ページ】

指標	基準年度の状況	中間年度の状況	実績	目標	評価結果
ぐりんぐりん古賀 (古賀市環境市民会議) 個人会員・団体会員数	個人会員 36名(H24)	47名 (H29)	35名 (R2)	100名 (R5)	★☆☆
	団体会員 21団体(H24)	25団体 (H29)	21団体 (R2)	50団体 (R5)	★★☆

B 環境保全活動に関する情報の提供及び活動の推進【49ページ】

指標	基準年度の状況	中間年度の状況	実績	目標	評価結果
環境保全活動に関する実行度	55% (H24)	33% (H29)	次期計画策定時に 市民アンケート調査を 実施予定	70% (R5)	—
古賀市の美化活動への参加の意向	40% (H24)	79% (H29)	次期計画策定時に 市民アンケート調査を 実施予定	76% (R5)	—
アダプトプログラム登録数	34団体 (H24)	30団体 (H29)	32団体 (R2)	50団体 (R5)	★☆☆

4. 環境目標ごとの進捗状況

C 年齢層に応じた環境教育・学習の充実【51ページ】

指標	基準年度の 状況	中間年度の 状況	実績	目標	評価結果
環境教育プログラム 実施数 (小学校実施分)	0回 (H24)	9回 (H29)	26回 (R2)	30回/年 (R5)	★★☆
環境教育を実施する 事業者数の割合	53% (H24)	26% (H29)	次期計画策定時に 市民アンケート調査を 実施予定	66% (R5)	—
市民講座の 参加人数 (環境分野分)	8人 (H29)	—	50人 (R2)	100人 (R5までの累計)	★★☆
海津木苑の 出前講座数	4回 (H29)	—	0回 (R2)	8回 (R5)	★☆☆

D 環境の担い手の育成、活動の推進【53ページ】

指標	基準年度の 状況	中間年度の 状況	実績	目標	評価結果
古賀市版「環境カウンセラー」の 登録数(※)	0人 (H24)	0人 (H29)	0人 (R2)	30人 (R5)	—
環境保全に関する 交流の回数	0回/年 (H24)	1回/年 (H29)	0回/年 (R2)	4回/年 (R5)	★★☆

※令和3年度から制度の運用を開始する。

5. 古賀市カーボン・マネジメントシステム (CMS)

(1) 古賀市カーボン・マネジメントシステムの経緯

古賀市では、これまで、「古賀市環境保全実行計画」(平成13(2001)年4月)、「古賀市役所第2次環境保全実行計画」(平成18(2006)年4月)、「古賀市地球温暖化防止率先行動計画」(平成23(2011)年12月)を策定し、温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました。

前計画である「古賀市地球温暖化防止率先行動計画」が策定された平成23(2011)年度以降は、各所属、施設等における取組を強化し、公共施設への再生可能エネルギー設備の導入や不要照明の消灯徹底、空調温度の管理、夏期の給湯器停止など、温室効果ガス排出量の削減のため、様々な取組を行ってきました。その結果、二酸化炭素排出量の削減目標を達成し、またエネルギー使用量は前年度と比べて、更に減少傾向となっています。これは電気事業者が変更になったことによる排出係数の変動による影響が大きな要因です。今後は、二酸化炭素を含めた温室効果ガス排出量やエネルギー使用量の増減要因を精査しつつ、エネルギー使用量の削減目標の設定を行い、取組の成果を把握していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、「地球温暖化対策計画」に掲げられた目標に遜色のない古賀市の目標を定め、実効性の高い取組を実施していくため、「古賀市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を平成29年2月に策定し、本計画の推進管理手法として、古賀市カーボン・マネジメントシステムを導入しました。

(2) 古賀市カーボン・マネジメントシステムの目的

古賀市カーボン・マネジメントシステムでは、「古賀市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」で定めた温室効果ガス排出量・エネルギー使用量の削減のため、PDCAサイクルの手法を用いて、継続的な改善を図りながら取り組んでいきます。

(3) 古賀市カーボン・マネジメントシステムの仕組み・推進体制

市全体における計画の推進にあたっては、市長部局(代表:管財課)・教育部局(代表:教育総務課)・上下水道部局(代表:上下水道課)の3部局で取りまとめた取組内容等を古賀市地球温暖化対策等事務局会議(以下、「事務局会議」という。)で協議し、古賀市地球温暖化対策等委員会(以下、「委員会」という。)において審議を行います。また、管理統括者(市長)及び副管理統括者(副市長)に報告し、管理統括者は報告を踏まえて今後の地球温暖化対策等を決定し、市全体での計画の推進に努めます。

各部局における計画の推進にあたっては、部局代表がCMS推進員(各課の所属長)からの取組内容等の報告に対し、情報の整理を行い、進捗状況の把握を行います。また、部局代表は委員会からの指示に対して部局内での周知に努め、各部局での計画の推進を図ります。

(4) 古賀市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)について

1) 目的

市が積極的にエネルギーの効率的利用を行い、以下の項目をめざすことで地球温暖化対策の推進を図ることを目的としています。

1. 自ら排出する温室効果ガスの削減を図ります。
2. 市民・事業者の模範となることで、市民や事業者の自主的・積極的な行動を促進します。

5. 古賀市カーボン・マネジメントシステム (CMS)

2) 計画期間

平成 29 (2017) 年度から令和 12 (2030) 年度まで

3) 対象範囲

対象事業:市が行うすべての事務事業

対象施設:市所有施設及び市上下水道事業部所有施設(指定管理者施設を含む)

4) 目標

目標年度	温室効果ガス排出量	エネルギー使用量 (原油換算値)
平成 25 (2013) 年度 基準年度 実績値	9,339.46 t-CO ₂	3,685.33 kℓ
令和 2 (2020) 年度 削減目標(中間目標)	7,751.75 t-CO ₂ (17%削減)	3,537.92 kℓ (4%削減)
令和 12 (2030) 年度 削減目標(長期目標)	5,603.68 t-CO ₂ (40%削減)	3,353.65 kℓ (9%削減)

(5) 古賀市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の取組状況

1) 温室効果ガス排出量・エネルギー使用量

使用されていない空調の停止や照明の消灯など、職員の日常業務に関する取組を中心にエネルギー使用量の削減に努め、基準年度である平成25年度に比べ、温室効果ガス排出量は 40.6%削減、エネルギー使用量は 8.2%削減することができました。

目標年度	温室効果ガス排出量	エネルギー使用量 (原油換算値)
平成 25 (2013) 年度 基準年度 実績値	9,339.46 t-CO ₂	3,685.33 kℓ
令和 2 (2020) 年度 実績値	5,542.95 t-CO ₂ (40.6%削減)	3,384.08 kℓ (8.2%削減)

【参考：部局ごとの温室効果ガス排出量実績】

目標年度	市長部局	教育部局	上下水道部局
平成 25 (2013) 年度 基準年度 実績値	2,644.45 t-CO ₂	3,310.90 t-CO ₂	3,384.11 t-CO ₂
令和 2 (2020) 年度 実績値	1,437.73 t-CO ₂ (45.7%削減)	1,848.24 t-CO ₂ (44.2%削減)	2,256.98 t-CO ₂ (33.3%削減)

※部局の再編成により、平成 25 年度実績値は再計算しているため、古賀市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に掲載している数値とは異なる。

5. 古賀市カーボン・マネジメントシステム（CMS）

【参考：部局ごとのエネルギー使用量（原油換算値）実績】

目標年度	市長部局	教育部局	上下水道部局
平成 25（2013）年度 基準年度 実績値	1,067.35 kℓ	1,398.61 kℓ	1,219.38 kℓ
令和 2（2020）年度 実績値	905.46 kℓ (15.2%削減)	1,192.59 kℓ (14.7%削減)	1,286.03 kℓ (5.5%増加)

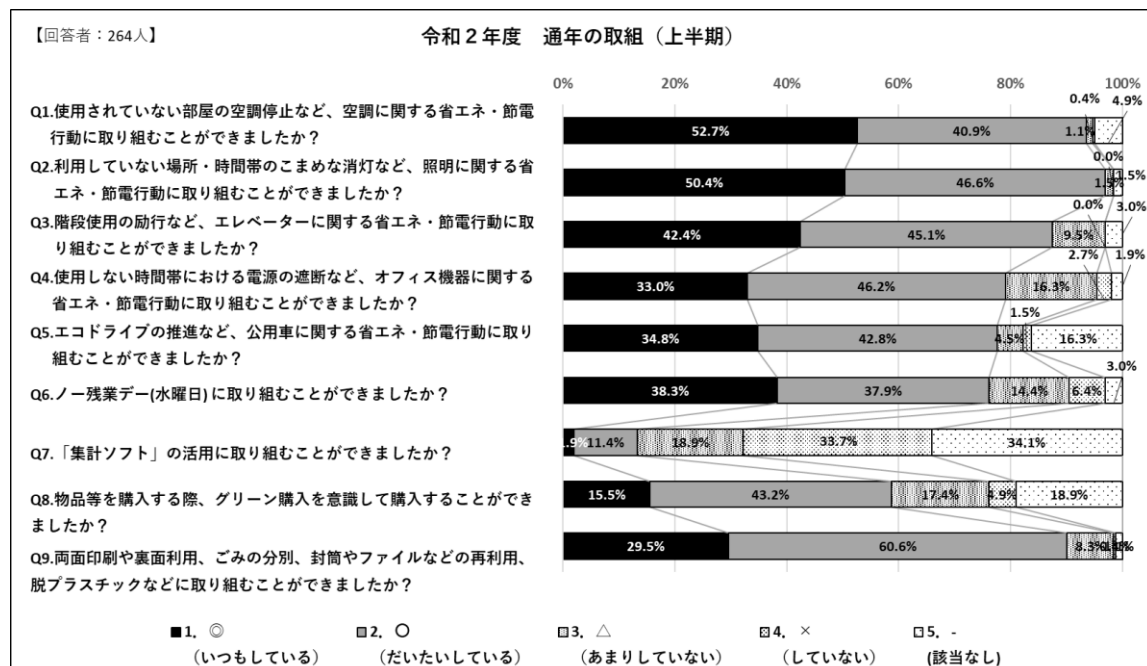
※部局の再編成により、平成 25 年度実績値は再計算しているため、古賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に掲載している数値とは異なる。

2) 職員の日常業務に関する取組

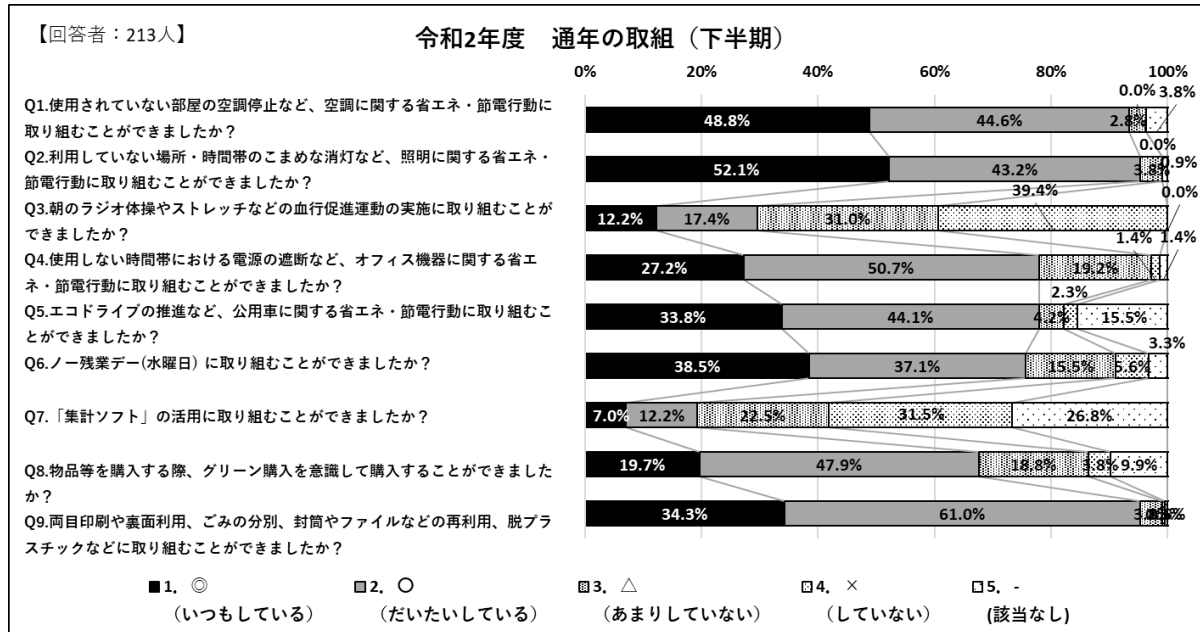
日常業務において職員一人ひとりが省エネ行動に取り組むよう周知し、職員（短時間勤務職員、嘱託員含む。臨時職員は除く。）を対象に、取組状況についてのアンケート調査を実施しました。

【通年の取組状況】

空調、照明、公用車、ノー残業デーに関する取組については、「いつもしている・だいたいしている」という回答者が7割を超えています。集計ソフトの活用に関する取組については、上半期・下半期ともに「いつもしている・だいたいしている」という回答者が他の項目に比べて少ないことから、こちらも併せて啓発等を行う必要があると考えます。

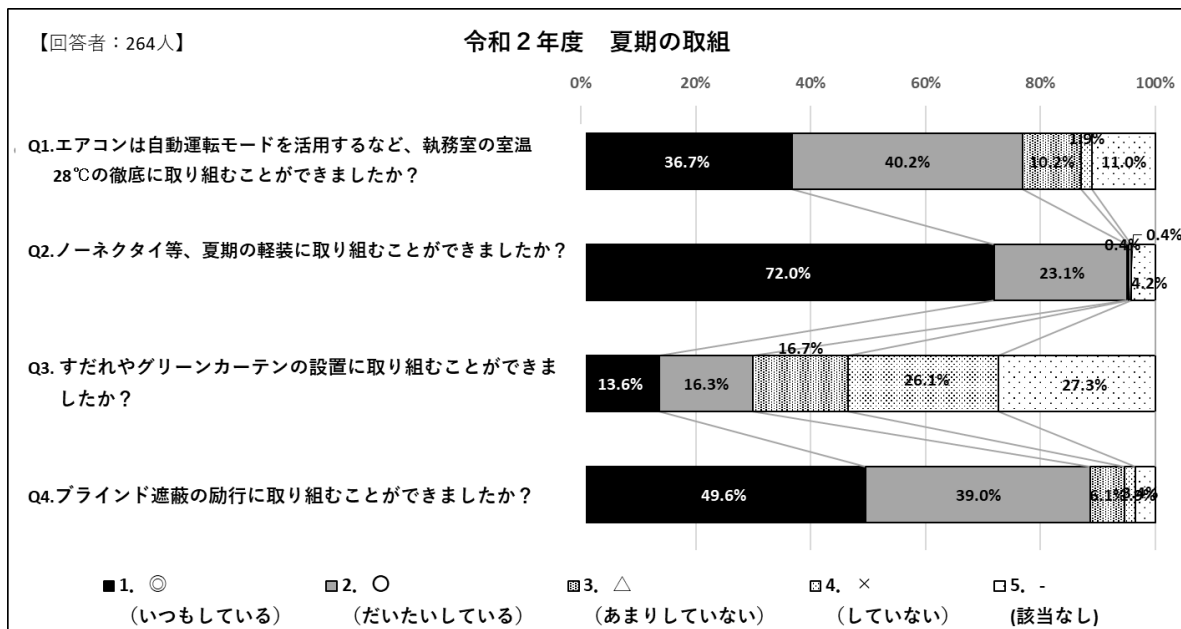


5. 古賀市カーボン・マネジメントシステム（CMS）



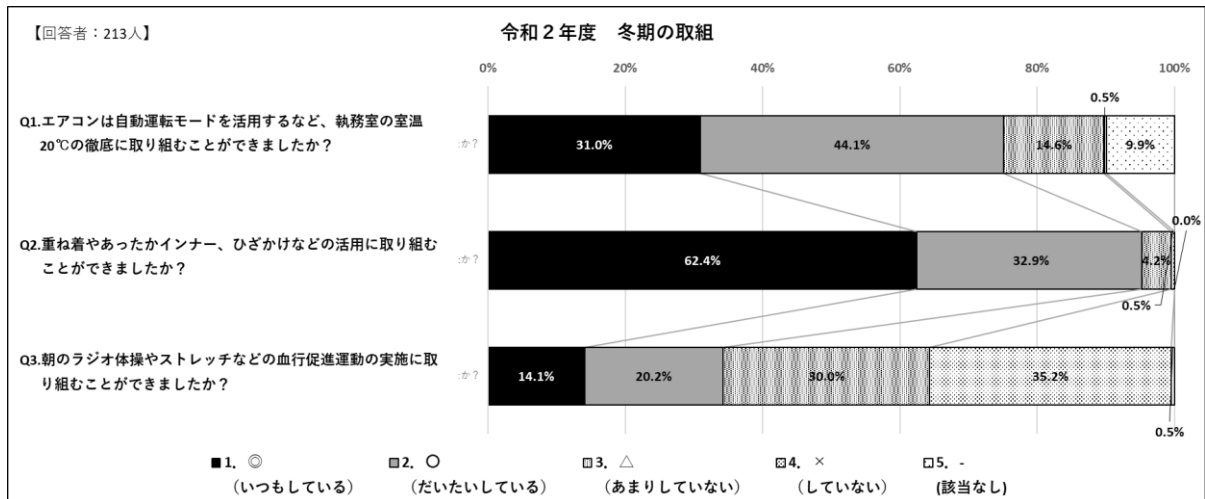
【夏期の取組状況】

エアコン、夏期の軽装、ブラインドの遮光に関する取組については、「いつもしている・だいたいしている」という回答者が7割を超えていますが、すだれやグリーンカーテンの設置に関する取組については、「あまりしていない・していない」という回答者が他の項目に比べて多いことから、対策を検討していく必要があると考えます。給湯器に関する取組については、施設管理者が実施していることから、令和2年度より取組項目から削除しています。



【冬期の取組状況】

エアコンやひざかけ等に関する取組については、「いつもしている・だいたいしている」という回答者が7割を越えていますが、血行促進運動に関する取組については「いつもしている・だいたいしている」という回答者が少なくなっています。健康面・環境面の両面に良い点があることなど、更に周知を進めていく必要があると考えます。



3) 設備機器の保守・省エネ運転に関する取組

施設運用マニュアルを作成している42施設において、施設運用マニュアルを活用した設備機器の保守・省エネ運転に取り組みました。

4) 設備機器の更新に関する取組

古賀中学校に空調設備を導入しました。また、花見小学校、舞の里小学校、議会事務局の空調設備を更新しました。導入に際しては、高効率の設備を導入しました。

また、古賀中学校、小野小学校の照明交換時にLED化を実施しました。

5) グリーン購入の取組

平成15年3月に古賀市グリーン購入の推進に関する基本方針を作成し、全庁的に環境に配慮した物品の購入に取り組んでいます。令和2年度古賀市環境物品等調達方針では、12分野128品目について調達率100%の目標を掲げて取組を行いました。

また平成30年度からは全体を「紙類」「文具類」「その他」の3グループに分け集計を行うこととしており、令和2年度はグリーン購入チェックリストを基に、「その他」についての集計を行いました。

なお、令和2年度には環境省の支援を受け、グリーン購入基本方針の見直しや他部署・担当者へ周知する手法の研究等を行い、「古賀市グリーン購入基本方針」の改訂と「令和3年度古賀市グリーン購入ガイドライン(古賀市グリーン購入調達方針)」を作成しました。

5. 古賀市カーボン・マネジメントシステム（CMS）

年度 分野	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	H30～R2	(参考) 福岡県R1
紙類	95.90%	95.85%	90.28%	100.00%	99.95%			99.95%	99.9%
文具類	98.50%	98.21%	99.92%	99.85%		99.38% (注1)		99.38%	99.9%
オフィス窓具等	98.10%	94.61%	96.69%	100.00%			46.95%	46.95%	99.5%
画像機器等	97.70%	94.52%	93.07%	91.46%			100.00%	100.00%	99.9%
電子計算機等		99.03%	95.32%	99.43%			100.00%	100.00%	99.9%
オフィス機器等		98.55%	100.00%	98.67%			99.06%	99.06%	99.9%
照明	96.80%	92.58%	92.94%	93.65%			87.95%	87.95%	100.0%
自動車	100.00%	-	-	100.00%			100.00%	100.00%	100.0%
制服・作業服	84.20%	85.63%	71.20%	90.32%			97.48%	97.48%	99.9%
作業手袋	73.40%	100.00%	88.35%	95.69%			100.00%	100.00%	
その他繊維製品	4.70%	99.81%	4.10%	37.60%			95.92%	95.92%	
役務	50.00%	7.14%	100.00%	100.00%			99.98%	99.98%	
合計	95.98%	90.34%	90.34%	99.99%			99.91%	99.95%	

※調達率（％）＝調達量÷調達総量

（単位：％）

※「画像機器等」、「電子計算機等」、「オフィス機器等」については、平成 24～26 年度は「O A 機器」として集計している。

※参考として記載している福岡県の数値については、金額ベースで算定されており、目標値を 100％として取り組んでいる。

注 1：市で購入している窓付き封筒（97,900 枚）のうち、茶封筒を除くカラーの窓付き封筒（93,200 枚）については、現在国内にグリーン購入調達基準を満たすカラーの窓付き封筒は、色が限られていることや割高となり調達が難しいことから、令和元年度の集計からは数に含めていない。なお、茶封筒を除くカラーの窓付き封筒（93,200 枚）を含めた場合の、グリーン購入調達率は、49.84％となる。
（資料：令和 2 年版 福岡県環境白書、環境課）

(6) CMS監査

各課の所管施設のエネルギー使用量や取組状況の把握、進捗管理、評価については、CMS推進員（各課の所属長）として部局代表・代表事務局に報告を行います。各課の取組状況については、CMS監査員（CMS推進員の中から委員会が任命）として相互評価を行います。

令和3年度以降、課単位のCMS監査（相互評価）を実施し、監査結果のうち、他部署にも推奨できる取組については、庁内で情報共有をしていきます。

(7) 今後の取組

古賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の目標達成に向け、職員の日常業務に関する取組を引き続き実施するとともに、各部局代表は所管する施設のエネルギー使用状況等を的確に把握し、設備機器の適正運転に努め、施設の照明のLED化等の設備機器の改修・更新に努めます。

また、代表事務局は、各部局の取組内容等を把握するとともに、施設への省エネルギー診断の実施や関連する補助金の情報提供等により、各部局の取組を積極的に支援していきます。

6. 生物多様性古賀戦略

(1) 生物多様性古賀戦略について

1) 目的

私たちの生命が、かけがえのないものであるように、全ての生きものの生命もかけがえのないものです。私たちは自然に大きな影響を及ぼす力を持っています。だからこそ多様な生きものと共に暮らしている事、その恩恵を受けて生命をつないでいることを深く理解し、私たちと生きものが共存、共栄していける社会をめざさなければなりません。

人と自然に関わる様々な課題を解決し、多様な主体が古賀市への愛着や誇りを持つことで生物多様性の保全や持続的な活用を進め古賀市の豊かな生態系を未来へ引き継ぎ、魅力ある古賀市へつなげていくことを目的に、平成30年度に「つなげたい!古賀の生命 伝えたい!共に生きる力〜生物多様性古賀戦略〜」(以下、「戦略」という。)を策定しました。

2) 将来像

「私たちを支えてくれている自然の恵みに感謝し、大切にしながら、いつまでも活かしつづけることができるように、生物多様性を保全していく。そして、恵みを生み出す生物多様性に配慮しながら、人と自然が共に生き、共に育っていくまち」をイメージし、戦略では「古賀の将来像」を次のように掲げて様々な取組を進めていきます。

自然の恵みに感謝し、次世代へ引き継ぐ 自然と共に育つまち
〜つなげたい!古賀の^{いのち}生命 伝えたい!共に生きる力〜

3) 策定期間

この戦略では、令和15年度(2033年度)までの15年間を戦略期間とし、古賀市全域を対象に、古賀の将来像の実現に向けて取組を進めていきます。また、古賀市だけでは解決できない生物多様性に関する取組については、周辺自治体との連携を図っていきます。

(2) 4つのアクション

「生物多様性」の理想像である「生きものがバランスよく安定し、それが持続可能となる」社会の実現を考えると、とても長い時間が必要で、戦略期間の15年間という期間は短く感じるかもしれません。

しかし、15年後は今の高校生たちが大人になり、地域社会をになっていく年齢になる頃です。きっと、私たちが暮らす古賀も今とは変化しているのではないのでしょうか。

「そのころ、確実に次世代にバトンタッチし、そのときにイメージする『古賀の将来像』をめざしてほしい。また、そのバトンは、さらに次の世代へつないでもらいたい。」

そんな願いを込めながら、バトンを確実につないでいくため、私たちは責任を持って、4つの Action を起こします。

Action1. 生物多様性を知る

古賀に関わるいろんな人が生物多様性について知り、考えていくことができるように生物多様性の大切さやもろさなどを伝えていきます。

Action2. 生物多様性を守る

多様な生きものが住みやすい環境を守っていきます。

Action3. 生物多様性を活かす

生物多様性から受ける恵みをいつまでも活かしていきます。

Action4. 環を広げる

人と人、人と地域などの環を広げ、生きものと自然、人と自然の環へ発展させていきます。

(3) 令和2年度の取組

令和2年度に実施した生物多様性に関する主な取組を紹介します。

Action1. 生物多様性を知る

●古賀の生きもの紹介

「ぐりんぐりん古賀」では、市内の動植物の生息・生育状況を把握するため、平成28年度からボランティアの市民（生きもの調査隊員）による「いきもの調査」や小学生を対象とした生きもの観察会などを実施し、毎年調査結果をまとめています。

令和2年度は、小・中学生対象に野鳥観察会の開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、市民を対象としては実施できず、令和3年1月にぐりんぐりん古賀の会員を対象に野鳥観察会を行い、調査結果は小中学校に配布しました。



Action2. 生物多様性を守る

●重要地域の保護・保全、希少生物の保護・保全

千鳥ヶ池はニッポンバラタナゴやタヌキモ、ツクシオオガヤツリなどの希少生物の生息地となっています。その一方で、オオクチバスやブルーギル、ミシシippアカミミガメといった侵略的外来種の生息も確認されているため、令和2年度は、ぐりんぐりん古賀と共働で日光浴罾やもんどり罾などによる外来種（ミシシippアカミミガメ）防除を実施しました。



Action3. 生物多様性を活かす

●歩いてん道の普及・活用

舞の里2区ヘルスステーション主催で4回のウォーキング講座を実施し、その中で「歩いてん道・舞の里」コースの見どころに関する意見交換と「浜辺コース」につなぐコースづくりができました。地域で継続して実施する効果として歩くことに加え自然や環境への意識の高揚につながりました。



Action4. 環を広げる

●多様な主体の情報交換・活動発表の場づくり

「ぐりんぐりん古賀」では、1年間の活動報告を兼ねて毎年「ぐりんぐりんフェスタ」を実施しています。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためイベントは中止になりましたが、令和2年度の「ぐりんぐりん古賀」の活動テーマであった「生物多様性」に関する活動内容などの、パネル展示を行いました。



(4) 令和3年度以降の取組

令和3年度に実施予定の生物多様性に関する取組を紹介します。

このほかにも、市役所だけでなく「ぐりんぐりん古賀」をはじめとした様々な団体や個人と連携して、生物多様性に関する取組を実施していきます。

●生物多様性に関する普及啓発・古賀の生きものの紹介

生きものを身近に感じ、生物多様性について考えるきっかけづくりの場となるよう、環境課が実施している環境展などで、古賀の生きものを展示します。また、生物多様性の保全の必要性についても多くの人に考えてもらえるよう、外来種による問題についても併せて啓発を行います。



●重要地域の保護・保全、希少生物の保護・保全

千鳥ヶ池では引き続き「ぐりんぐりん古賀」と共働で、カメを中心に調査を行い、生態系保全の取組を行います。



(5) 生物多様性の保全に向けて

生物多様性を実現していくためには、行政だけでなく、市民、事業者、団体等の多様な主体がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・共働して生物多様性の保全と持続可能な利用のための取組を進めることが重要です。

今後も、生物多様性古賀戦略に掲げる将来像「自然の恵みに感謝し、次世代へ引き継ぐ 自然と共に育つまち」の実現に向けて古賀市に関わる様々な皆さんと協力し取組を推進していきます。



資料編

1. 用語解説

あ行

◆アダプトプログラム

市民と行政が共同で進めるまち美化プログラムのこと。「アダプト」とは、「養子縁組する」という意味で、企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がこれを支援する仕組みをいいます。

◆エコドライブ

燃料消費量や CO2 排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる運転技術心がけのことをいいます。

◆エコチューニング

低炭素社会の実現に向けて、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うことをいいます。

◆SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

インターネット上での情報発信手法の一つです。

◆エンパワメント

社会、組織の構成員一人ひとりが、発展や改革に必要な力を身につけることをいいます。

◆汚水処理構想

下水道、集落排水、浄化槽等の各種汚水処理施設の整備予定区域等を定めるものです。

か行

◆外来生物

もともとその地域にいなかった生物で、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを指します。

- ・**特定外来生物**…外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。
- ・**生態系被害防止外来種**…侵略性が高く、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれのある外来種を選定しています。また、外来生物法に基づく規制対象となる特定外来生物・未判定外来生物に加えて、規制対象外の外来種も幅広く選定されています。（平成 27 年 3 月 要注意外来生物から名称が変更された。）

◆合併処理浄化槽

し尿とともに台所、風呂などから排出される生活雑排水を処理する浄化槽です。（浄化槽とは、し尿や生活雑排水を沈んで分解あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解などの方法によって処理し、それを消毒し、放流する小型の施設です。各家庭や集合住宅単位で設置されます。）

◆環境マネジメントシステム

企業などの事業体が環境保全に関する方針、目標、計画などを定め、これを実行、記録し、その実行状況を点検して方針などを見直すという一連の手続きのことを指します。また、一連の環境マネジメントシステムの中で、自主的な環境管理に関する計画などの実行計画に関する実行状況の点検作業は環境監査と呼ばれます。

◆ぐりんぐりん古賀(古賀市環境市民会議)

人と自然が共生し、持続的に発展することができる「環のまち」の実現のため、多様な主体(市民・ボランティア団体・事業者・行政など)が、集い、活動する、開かれた共働ネットワークです。

◆グリーン購入

環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入することです。

◆COOL CHOICE(クールチョイス)

2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動です。

◆玄海国定公園

東は福岡県北九州市若松区遠見ヶ鼻から西は佐賀県伊万里市伊万里湾浦湊付近までの東西約120kmにわたる福岡県、佐賀県及び長崎県の玄界灘の海岸景観を主体とする公園です。古賀海岸には白砂青松の海岸線が広がっています。

◆古賀市環境審議会

市長の諮問機関であり、学識経験者、市民、事業者などから構成されます。この審議会では、環境保全に係る諸事項を調査審議するとともに、古賀市の報告に基づく計画目標の達成状況、古賀市の環境に関する施策を点検・評価し改善策を提言します。

◆古賀市環境政策調整委員会

環境施策に関連する部課で構成される組織であり、計画の推進と進行管理を行うとともに、計画の見直しや新たな環境関連施策の立案及び調整を行います。また、環境分野全般にわたり、全庁的な事案に関して議論・検討を行い、それに基づいて環境審議会に報告を行います。

◆古賀市カーボン・マネジメントシステム(CMS)

「Plan(企画)」、「Do(実行)」、「Check(評価)」、「Action(改善)」の4つのステップで構成されるマネジメントシステムであり、古賀市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づく取組の実施、実施状況の把握、評価、実績の公表等を毎年度着実に実施するためのツールです。

◆古賀市ごみ処理基本計画

ごみの発生抑制や資源化等、ごみ処理に関する古賀市の基本的な指針を示した計画です。

◆古賀市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体は「地方公共団体実行計画」を策定するものとされており、大きく分けて2つの部分(「事務事業編」と「区域施策編」)から構成されます。この実行計画(区域施策編)では、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策について書かれています。

◆古賀市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体に対して策定が義務付けられている計画です。この実行計画(事務事業編)では、古賀市自らの事務及び事業において積極的に地球温暖化対策を行うことにより、地域の温室効果ガス排出量の削減に寄与すること、市内の事業者や市民の模範となることが求められています。

さ行

◆産業廃棄物

法令でその事業者が処理することを義務づけられている燃えがら・汚泥・廃油・廃プラスチック・ゴムくずなど、工場など事業活動に伴って生じた廃棄物です。

◆事業系一般廃棄物

事業活動によって排出される廃棄物のうち、産業廃棄物に該当しないものをいいます。²

◆循環型社会

製品等が廃棄物等になることが抑制され、製品等が循環資源となった場合については適正に循環的な利用が行われることが促進され、また、循環な利用が行われない循環資源についても適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができるだけ低減される社会をいいます。

◆省エネルギー住宅

従来の住宅よりも断熱、気密、防露、夏の日射遮蔽、換気が優れた住宅をいいます。「断熱」と「日射遮蔽」により、冬は「部屋の中の暖かい空気が逃げず、部屋内や部屋間の室温がほぼ均一の家」「北側の風呂もトイレも寒くなく、結露もしない家」、夏は「室外からの熱気が入らずに涼しい家」「小型のエアコンでも良く効き、朝・夕は風通しの良い家」が実現できます。

◆食品ロス

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。農林水産省及び環境省「平成30年度推計」によると、日本では、年間 2,531 万トンの食品廃棄物等が出されています。このうち、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は 600 万トンとなっています。

◆COD (化学的酸素要求量)

Chemical Oxygen Demand の略称で、海水などに含まれる被酸化性物質(主として有機物)を、酸化剤を用いて一定の条件のもとで酸化するときに消費される酸化剤の量を、酸素の量に換算したものです。

酸化剤によって酸化される物質には無機物もありますが、大部分は有機物ですので、CODは海域及び湖沼における有機物による水質汚濁の指標となっています。

◆smart move (スマートムーブ)

日常生活のさまざまな移動手段を工夫し、CO2 排出量を削減しようという環境省の取組をいいます。

◆3R

Reduce (リデュース=廃棄物を出さない)、Reuse (リユース=再利用する)、Recycle (リサイクル=再資源化する)の3つの頭文字「R」を取ったものです。廃棄物をできるだけ出さず、使用済みの物を再使用や再利用にまわそうというもので、循環型社会をつくっていくうえでの基本的な考え方です。

◆生物多様性

生物の間にみられる変異性を総合的に指す概念で、現在の生物がみせる空間的な広がりや変化のほか、生命の進化・絶滅という時間軸上のダイナミックな変化を包含する幅広い概念です。生物多様性条約では、生態系の多様性、種の多様性、遺伝的多様性という3つの階層で多様性を捉えており、それぞれ保全が必要となっています。

◆生物多様性古賀戦略

人と自然に関わる様々な課題解決、生物多様性の保全、生物多様性の恵みの持続的活用を通じて、古賀市の豊かな生態系を未来へ引き継ぐための戦略です。

た行

◆ダンボールコンポスト

ダンボール箱を利用した生ごみ処理器のことです。家庭から出る生ごみを「ピートモス」、「もみ殻くん炭」等の基材とともに段ボール箱に入れ、微生物の力によって生ごみを分解し、堆肥化を行います。

◆地域猫活動

飼い主のいない猫による糞尿や鳴き声などの問題を地域の環境問題として捉え、地域住民の合意のもと、その地域にお住まいの活動を行おうとする住民（活動グループ）が主体となって不妊去勢手術や一定のルールに基づいた餌やり、トイレの管理などを行う活動です。飼い主のいない猫を不要なものとして排除するのではなく、不妊去勢手術により一代限りの生を全うさせ、数年かけて地域から飼い主のいない猫がいなくなることをめざします。

◆地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化対策推進法に基づき、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動を推進することを目的に、都道府県知事等が委嘱されています。

◆中間処理施設

産業廃棄物を埋立て処分する前に、分別・減容・無害化・安定化などの処理をする設備を備えた施設をいいます。

な行

◆認定農業者

農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村等（複数市町村で農業を営む農業者が経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定）が認定した農業者をいいます。

◆農地中間管理機構

農地中間管理機構とは、農地を貸したい農家（出し手）から、農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手（受け手）へ、農地の集積・集約化を進めるための中間的受け皿となる組織です。

は行

◆人・農地プラン

農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するものです。

◆ビオトープ

地域の野生の生きものが暮らす場所を意味します。野生の生きものが生活する場所「ビオトープ」には、さまざまなタイプがあります。人工的に造った池などといった特別なものを指すのではなく、身近にある森林や草地、河川や河原、池や湖沼、海や干潟など、その地域にもともといる野生の生きものが暮らし利用したりする、ある程度まとまった場所がビオトープです。

◆BOD(生物化学的酸素要求量)

Biochemical Oxygen Demand の略称で、河川水や工場排水中の汚染物質(有機物)が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要な酸素量のことで、単位は一般的に mg/L で表します。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味します。

河川について環境基準が定められており、その達成状況は 75%値(年間の日間平均値のデータn個をその値の小さいものから順に並べたときの $0.75 \times n$ 番目のデータ値)で評価します。

◆PTCA

Parent(親)、Teacher(先生)、Community(地域)、Association(会)の頭文字をとったものです。PTAに地域住民(Community)が加わった「親と教師と地域住民の会」のことです。地域住民が、学校教育に外側からの支援をするだけでなく、地域の子どもたちは地域で育てるという「共育」の気持ちを大切にします。学校・家庭・地域社会の三者が、子どもの教育について緊密に連携した組織をいいます。

◆法定受託事務

国から地方公共団体への機関委任事務が廃止されたことに伴い、本来は国が果たすべき役割に係る事務のうち、適正な処理を確保するため例外的に、法律又はこれに基づく政令により、国に代わって地方公共団体が処理することとされている事務をいいます。

ら行

◆ラブアース・クリーンアップ

平成4年5月に福岡市で開催された「ローマ・クラブ福岡会議 イン 九州」を契機に、この会議のテーマである“地球環境と地域行動”の実践活動として、市民・企業・行政が協力し、力を合わせて始めた地域環境美化活動です。

◆類型指定(河川水質調査)

環境基本法では、河川、海域、湖沼等の公共用水域における水質の汚濁に関し、維持されることが望ましい基準(環境基準)を定めることとされています。現況の水質や利水状況等を勘案して、水域ごとに環境基準の目標レベル(類型)を設けることを類型指定といいます。

◆レジリエント

弾力的、強靱的、しなやかに立ち直る力のことをいいます。

2. 古賀市環境基本条例

平成16年10月5日

条例第17号

附則

犬鳴の山並みを東に望み、白砂青松の連なる玄界灘を背に起伏に富んだ地勢の中で、私たちのまち古賀は、豊かな自然の恵みの下に、生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

しかしながら、私たちの生活に便利さと物質的な豊かさをもたらした今日の社会経済活動は、様々な資源やエネルギーを大量に消費し、廃棄物を大量に発生させることにより拡大し続けてきた結果、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、地域の環境のみならず、すべての生物の生存基盤である地球規模の環境を脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営むために必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を荷っている。

私たちは、私たちを取り巻く環境が有限であることを深く認識した上で、日常の生活行動及び社会経済活動が環境へ影響を与えていることを自覚し、資源の消費が抑制され、環境への負荷の少ない循環型社会が構築されるよう、新たな取組を進めなければならない。

私たちは、それぞれの責任と役割の下に、英知を出し、協力・協働して、豊かな環境を保全し、創造していくとともに、人と自然が共生し、持続的に発展することができる環(わ)のまちを実現するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、森林の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っていることを踏まえ、市民が、環境に関する情報を共有し、これに伴う市政への参加を通じて、健全で恵み豊かな環境の恵沢を将来の世代へ継承することを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を図ることにより、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、社会経済活動その他の活動による環境への負荷の少ない、持続的に発展することができる社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を認識し、公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組によって、相互に協力・協働して推進されなければならない。
- 4 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていること及び市民の健康で文化的な生活を将来にわたり確保する上で重要であることを踏まえ、地域での取組として行われるとともに、広域的に協力・連携して行われなければならない。

(市の責務)

- 第 4 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 市は、自ら廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源の循環的な利用並びにエネルギーの有効利用を行うことにより積極的に環境への負荷を低減する責務を有する。

(市民の責務)

- 第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、資源及びエネルギーの消費、廃棄物及び生活排水の排出その他の日常生活における環境への負荷を低減する責務を有する。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う開発に当たっては、地域の環境特性に応じた適正な土地利用を基本とするとともに、緑地の保全、景観への配慮その他の環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、廃棄物の減量及び再利用その他の廃棄物の適正処理並びに資源及びエネルギーの有効かつ適正な利用を行うとともに、廃棄物の削減に資するような物の製造、販売その他の事業活動を行うことにより環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努め、かつ、その保有する環境に関する情報を広く提供するとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(各主体の協働)

- 第 7 条 市、市民及び事業者は、基本理念にのっとり、前 3 条に定めるそれぞれの責務を果たすため、必要に応じ、相互に協力・協働していかなければならない。

第 2 章 施策の策定等に係る基本方針

(施策の策定等に係る基本方針)

- 第 8 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。
- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土

壤その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

- (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが確保されるとともに、地域の緑化の推進、地域の個性を生かした都市景観の形成及び歴史・文化的環境の保全が図られること。
- (4) 廃棄物の減量並びに資源及びエネルギーの有効かつ適正な利用により物質の循環が図られること。

第3章 施策の総合的かつ計画的推進

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する重要事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、第24条に定める古賀市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を図り、環境への負荷が低減されるよう十分に配慮するものとする。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年、環境の状況及び市が講じた環境施策の実施状況を明らかにするため、報告書を作成し、これを公表するとともに、これに対する市民の意見を聴くため、必要な措置を講ずるものとする。

第4章 推進施策

第1節 環境への負荷の低減に資する施策

(公害等の防止)

第12条 市は、公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障(公害を除く。)を防止するため、指導、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共的施設の整備等)

第13条 市は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつその他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前 2 項に規定するもののほか、市は、人と自然との豊かな触れ合いの確保に資する公共的施設の適正な整備及び健全な利用を図る事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全と再生)

第 14 条 市は、環境保全型農業(持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律(平成 11 年法律第 110 号)第 2 条に規定する持続性の高い農業生産方式による農業をいう。)の普及、地産地消の促進その他の地域固有の里地里山の豊かな自然環境の保全及び再生に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(開発事業等に係る環境への配慮)

第 15 条 市は、自然環境を保全することが特に必要な地域において、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする者が策定する計画について、その計画が環境に適正に配慮されたものとなるように、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の推進)

第 16 条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

- 第 17 条 市は、廃棄物の減量、資源の循環的な利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、エネルギーの有効利用及び環境への負荷の少ないエネルギーの利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第 18 条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品等の積極的な利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

- 第 19 条 市は、市民又は事業者(以下「市民等」という。)が行う環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する取組又は活動を促進するため、必要があると認めるときは、助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、必要があると認めるときは、市民等に対し適正かつ公平な経済的負担を課することについて調査及び研究を行い、その措置を講ずるものとする。

第 2 節 市民等による環境の保全及び創造に関する活動を促進する施策

(環境教育等の振興)

第 20 条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、市民等が行う環境の保全及び創造に関する活動の意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習(以下「環境教育等」という。)の振興を図るものとする。

2 前項の場合において、市民等に対する環境教育等の振興に当たっては、市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)との協働を図りながら、必要な施策を推進するように努めるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の推進)

第 21 条 市は、民間団体等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、エネルギーの有効利用に係る普及活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 22 条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、環境教育等の振興並びに民間団体等の自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

第 3 節 地球環境保全のための施策の推進

(地球環境保全のための施策の推進)

第 23 条 市は、国、他の地方公共団体及び民間団体等と連携し、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策の推進に努めるものとする。

第 5 章 推進及び調整体制等

(環境審議会)

第 24 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、古賀市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項に関すること。

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

5 委員は、識見を有する者、公共的団体等の構成員及び市内に住所を有する者のうちから、市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(民間団体等の施策への参加)

第 25 条 市は、民間団体等が環境の保全及び創造に関する施策について意見を述べることができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(監視体制等の整備)

第 26 条 市は、公害その他の環境の状況を適切に把握するため、監視、測定等に必要な体制の整備に努めるものとする。

(施策推進の庁内体制の整備)

第 27 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関及び部課相互の緊密な連携並びに調整を図る体制を整備するものとする。

(民間団体等との協力・協働)

第 28 条 市は、民間団体等との協力・協働により、環境の保全及び創造に関する施策の推進に取り組むため、必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 29 条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(環境基本計画の経過措置)

2 この条例の施行の際既に定められている環境基本計画は、第 9 条第 1 項から第 5 項までの規定に基づき定められたものとみなす。

(古賀市環境審議会条例の廃止)

3 古賀市環境審議会条例(平成 14 年条例第 26 号)は、廃止する。

(古賀市環境審議会委員の経過措置)

4 この条例の施行の際現に廃止前の古賀市環境審議会条例の規定に基づき委嘱されている委員は、第 24 条第 5 項の規定により委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第 6 項の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 4 日までとする。

3. 第10期審議会委員名簿

(五十音順:敬称略)

氏 名	所属等	備考
上杉 昌也	福岡工業大学社会環境学部 准教授	
鬼倉 徳雄	九州大学大学院農学研究院 教授	
菊次 憲二	福岡県広域森林組合	
木庭 かおり	公募市民	
小林 智美	古賀市ほたるの会	
島岡 隆行	九州大学大学院工学研究院 教授	
薛 孝夫	元西日本短期大学 特任教授	会長
中屋 允雄	古賀市環境市民会議(ぐりんぐりん古賀)	
花田 徳弘	株式会社 ピエトロ	
二渡 了	北九州市立大学国際環境工学部 教授	
三戸 優理	公募市民	
安武 祐子	古賀市農業女性活動促進事業推進協議会	
吉見 一郎	福岡県地球温暖化防止活動推進員	
渡邊 裕子	NPO法人エコけん	副会長

古賀市環境報告書(令和3年度版)

発行:令和4年1月

発行元:福岡県古賀市市民部環境課

〒811-3192 福岡県古賀市駅東1-1-1

TEL 092-942-1127 FAX 092-942-1291

E-mail kankyo@city.koga.fukuoka.jp